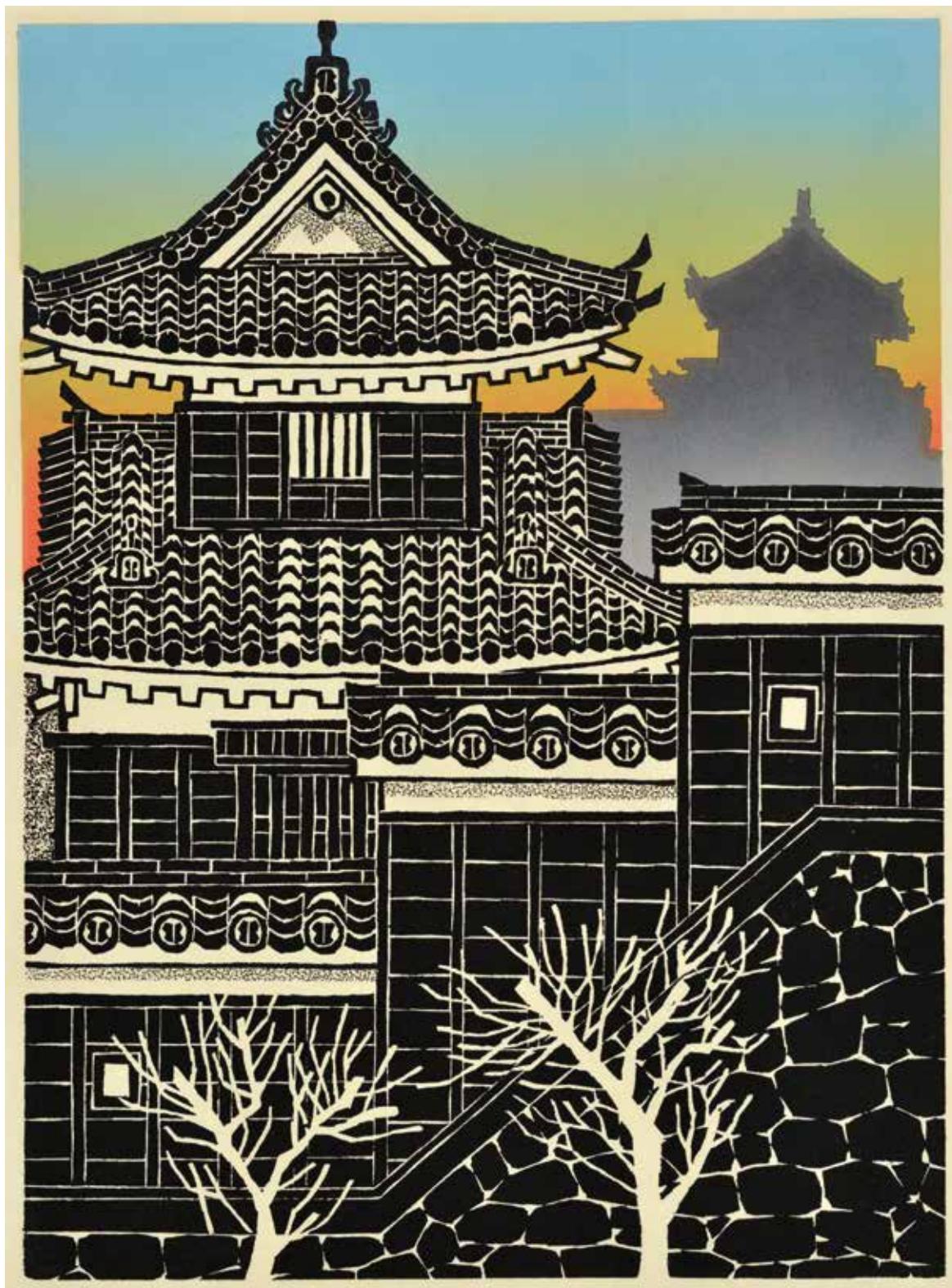


あす  
未来を拓く  
ひら

# 未来を拓く

ANNUAL REPORT 2014



寺司勝次郎「『白い樹』中津城」1989年

## 经营理念

# この地域に根ざし、未来を拓く

信用金庫は、地域の人々が相互扶助の精神で設立した地域社会や地域の人々のための金融機関です。地域の発展に貢献し、豊かな生活づくりに奉仕することが私たちの使命です。

## みらい宣言

**信用金庫だから、地域の人々の希望と信頼にお応えします。**

**信用金庫だから、チャレンジする起業家を応援します。**

**信用金庫だから、世界に学び、地域の明日を担います。**

**信用金庫だから、誇り高いいきいきした職場をつくります。**

**信用金庫だから、地域と共に生き続けます。**

## 行動の指針

## 志は高く、行動は遅しく

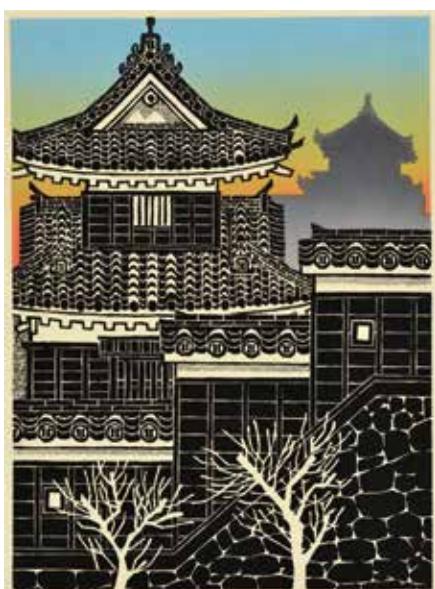
感謝  
奉仕  
挑戦  
挑戦  
人間

私は感謝とまごころをもって、謙虚にたくましく行動します。

私は明るく豊かな生活創造のパートナーになります。

私は仕事に誇りと目標を持ち、進んで経営に参画します。

私はよく遊びよく学び、心豊かな人間をめざします。



表紙絵：寺司勝次郎「『白い樹』中津城」

制作年：1989年

### 作家のご紹介

寺司勝次郎氏は、昭和2(1927)年、大分県大分市に生まれました。旧制大分中学、海軍航空隊勤務(甲飛13期)を経て大分経済専門学校(現大分大学経済学部)を卒業後、独学で版画を学びました。大分経専在学中に「絵画同好会」を結成、昭和29(1954)年の郵政省年賀版画コンクール入賞を機に油彩から木版画に専念することを決意しました。

### 〈主な受賞歴〉

昭和36(1961)年：棟方志功氏らを中心とする日本版画会創立に参加

昭和39(1964)年：「十六夜(いざよい)」が大分県美術展で「日田市長賞」受賞

昭和44(1969)年：「夏の屋根」が日展入賞、「窓」が白日展入賞

昭和51(1976)年：スペイン美術賞バルセロナ展にて優秀賞を受賞

平成3(1991)年：フランス「ル・サロン展」にて「甍の街」が銀賞受賞

平成13(2001)年：「パリ国際サロン展」にて「欧米国際賞」受賞

このほか国内外で数々の受賞を果たし、日本の古い屋根がわらをテーマにした作品で、「屋根の版画家」として大分県内の多くの場所を題材に1,000点以上の作品を制作しています。

## INDEX

●ごあいさつ	1	●内部管理態勢の充実について	14~17
●みらいしんきんと地域社会	2	●商品・サービス等のご案内	18~19
●みらいしんきんのビジョンについて	3	●店舗・ATMネットワーク	20~22
●経営基盤の充実について	4~5	●トピックス	23
●リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について	6	●総代会について	24~25
●金融仲介機能の発揮について	7	●役員・組織図	26
●地域密着型金融の推進について	8~11	●信金中央金庫について	26
●地域づくり活動について	12	●資料編	27~60
●リスク管理態勢について	13	●みらいしんきんの歴史	61

# ごあいさつ



平素より大分みらい信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当金庫は「この地域に根ざし、未来を拓く」を経営理念として大正11年4月に創業し、今年創立92周年を迎えました。これもひとえに会員のみなさま方の温かいご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、平成25年度の世界経済は、欧州債務危機も一段落し、先進国を中心に堅調な回復を続けました。また、中国経済も一頃に比べて幾分低めながらも安定的な成長を続けました。一方、一部の新興国・資源国については弱めの動きが続いています。そのような中、日本経済は消費税率引き上げの影響を伴いつつも国内需要の高まりにより緩やかな回復を続けています。しかしながら、長期的なトレンドとしては、人口の減少や地域の過疎化、事業所の減少等により、都市と地方、大企業と中小零細企業、成長分野と衰退分野といった二極化が進行していることも否めません。

こうした中、当金庫は、平成23年4月より「『絆の強化』3ヵ年計画」を推進してまいりました。平成25年度はその最終年度として、地域・お客さま・金庫役職員の絆をさらに深め、広げていくため、「エリア営業体制の定着による『営業力の強化』」と「金融円滑化法終了後を見据えた『経営改善支援の強化』」に努めました。また、地域の高齢者のみなさまのお役に立てるよう、介護・福祉事業への取り組みを強化するとともに「暮らし安心ネットワーク」作りを推進しました。その他、大河ドラマのスタートに合わせて「黒田官兵衛記念定期預金」の発売、お客さま旅行「大遷宮の出雲大社と萩の旅」の実施や大規模災害時の相互支援協定締結など、信用金庫のネットワークを生かした事業展開にも努めました。

以上のとおりの事業推進により、平成25年度の業績は、貸出金利息等の資金運用収益は減少しましたが、経営支援態勢の強化やコストの削減に努めた結果、当期純利益は対前期51.32%増加し、6億2千万円となりました。また、自己資本比率は13.83%となり、引き続き安心してお取引いただける水準を確保しております。

なお、当金庫は、平成26年4月から新中期事業計画「第2次『絆の強化』3ヵ年計画」をスタートしました。基本戦略は「変化への挑戦」です。重点課題として、「市場の変化に適応した営業態勢の構築」、「100年金庫を担う強い人材の育成」、「独自性を發揮した地域貢献の推進」、「磐石な経営体質の構築」の4つを掲げ、著しく変化する経営環境に立ち向かい、磐石な経営体質を構築するとともに、信用金庫の独自性をより發揮することで、「『みらいしんきんらしさ』(=みらいブランド)」を築き上げることを目指してまいります。

今後も健全経営に徹し、当金庫と地域のみなさまとの絆をさらに強固にできるよう努めてまいりますので、引き続きご支援お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

理事長 関 啓二

# みらいしんきんと地域社会

## 地域貢献ディスクロージャー

信用金庫は相互扶助、非営利の協同組織金融機関で、「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」をビジョンとしています。

当金庫は、信用金庫の原点に戻り、地域・お客さま・金庫役職員同士の絆を深め、広げていくことにより、共に成長への基盤を築き、地域の経済、暮らし、文化の発展に貢献してまいります。

### お客さま・会員のみなさま

#### みなさまの預金・積金について

預金・積金残高のほとんどは、地域にお住まいの個人の方々や、法人のお取引先からお預かりした資金です。

預金・積金残高 350,171百万円  
詳細:4ページ、18ページ、35ページ

#### 出資金について

信用金庫は「会員制度」を基本とした地域金融機関です。会員のみなさまからの出資金は、この地域の発展にお役に立つように運用しています。

会員数 40,750人  
出資金残高 1,400百万円  
詳細:5ページ

#### みなさまへのご融資について

お客さま・会員のみなさまのさまざまな資金ニーズにお応えし、円滑な資金供給を行うことで、地域社会の繁栄に貢献しています。

貸出金残高 175,818百万円  
詳細:4ページ、19ページ、35ページ

#### 地域づくり活動

金融業務を通じた経済的貢献だけでなく、地域に根ざした地域金融機関として「文化的・社会的責任」を果たすことが、信用金庫の大切な使命です。

詳細:12ページ

#### さまざまなネットワーク

みらいしんきん同友会等のさまざまなネットワークづくりに取り組んでいます。

詳細:10~11ページ

### みらいしんきん

#### 決算の状況

平成25年度は、当期純利益620百万円となり、昨年度に引き続き安定した業績を確保することができました。

詳細:4ページ、30~33ページ

#### 不良債権の状況

金融再生法上の不良債権比率は6.38%となり、そのうち78.93%は担保、保証等および貸倒引当金により保全されています。

詳細:6ページ

#### 自己資本の状況

健全性の指標である自己資本比率は、13.83%(対前年度比0.07ポイント上昇)となりました。

なお、上記の数値は、平成25年度末から新たに導入された自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づいて算出したもので、前年度比は平成24年度旧規制(バーゼルⅡ)との対比です。

詳細:5ページ、47ページ

#### ご融資以外の運用 (有価証券等)

お客さまからお預かりしたご預金や出資金は、ご融資による運用の他に、国債や社債、株式などの有価証券への投資による運用を行っています。

有価証券残高 102,059百万円  
詳細:36~37ページ

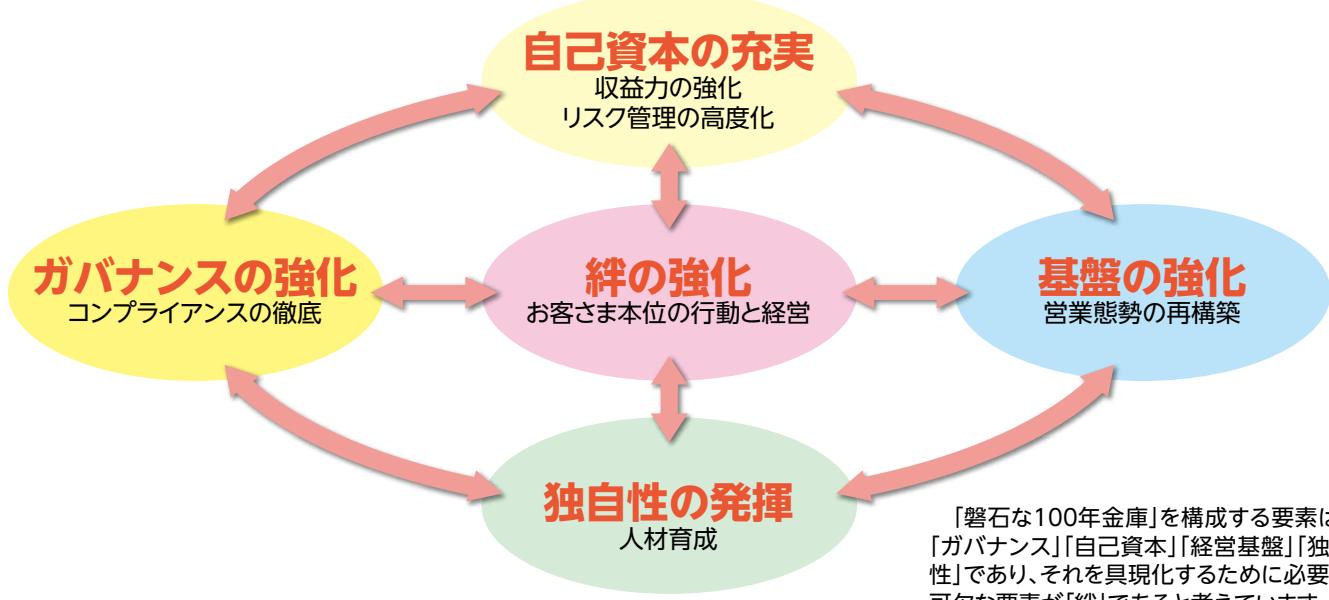
# みらいしんきんのビジョンについて

平成26年4月から、中期事業計画「第2次『絆の強化』3ヵ年計画」がスタートしました。この中期事業計画は、創立100周年(平成34年)までに、「信用金庫のビジョンを具現化できる、地域に根ざし継続的に発展する信用金庫」を完成させるという長期的視野のもとに、その基本方針を「『磐石な100年金庫』を目指して」としております。

「磐石な100年金庫」とは、伝統と地域に根ざし、継続的に発展する信用金庫のことです。

## 基本方針

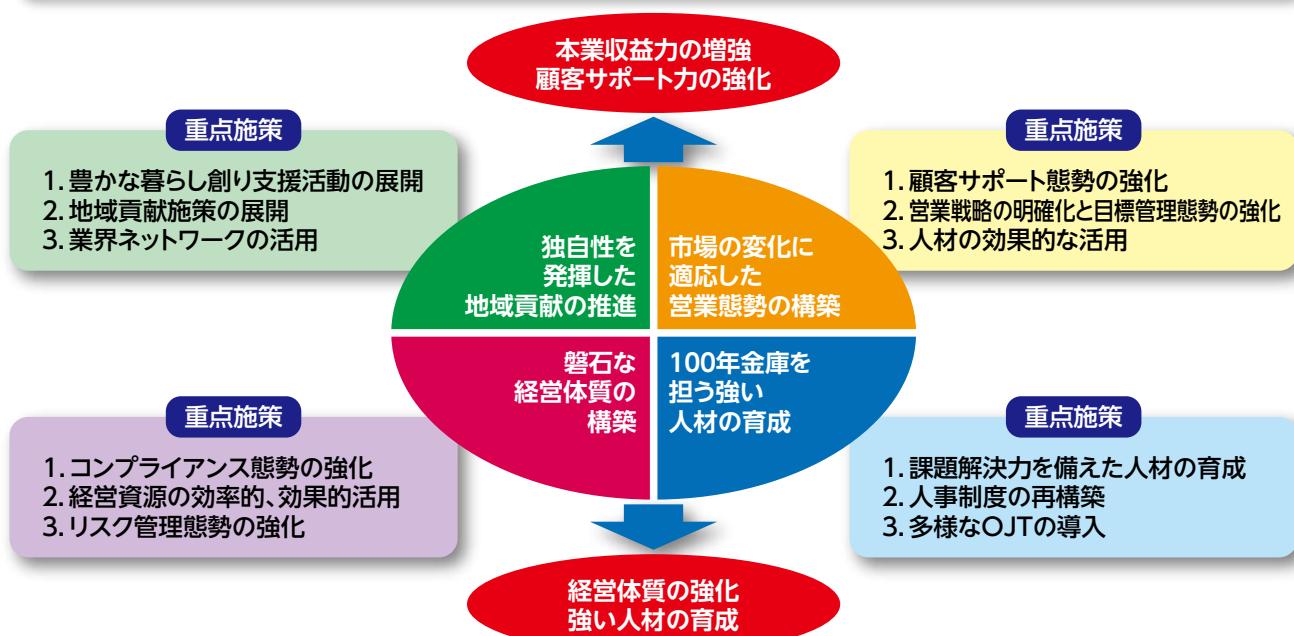
### 「磐石な100年金庫」を目指して



## 基本戦略と重点施策

### 第2次「絆の強化」3ヵ年計画 ~変化への挑戦~

創立100周年に向けて「みらいしんきんらしさ(みらいブランド)」を構築する。

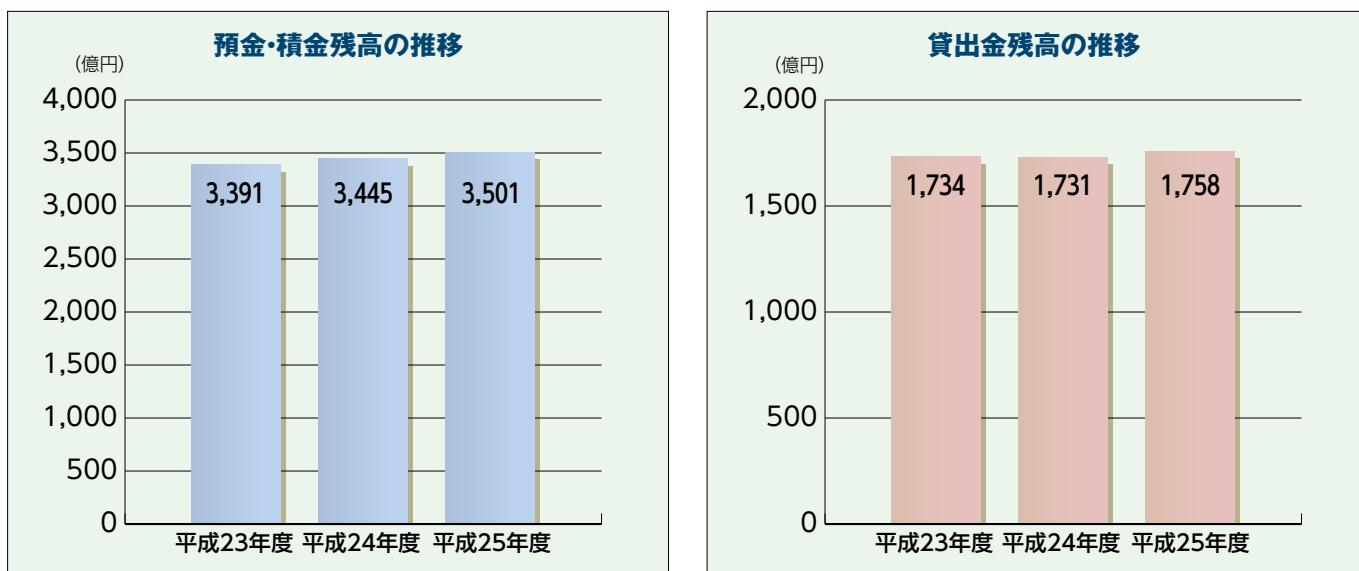


# 経営基盤の充実について

## 預金・積金、貸出金の状況

平成26年3月末の預金・積金残高は3,501億7千1百万円となり、前期末比56億6千6百万円の増加、増加率は1.64%でした。科目別では、要求性預金、定期性預金ともに増加しました。また、人格別では個人預金、法人預金、地公体預金ともに増加しました。

また、平成26年3月末の貸出金残高は1,758億1千8百万円となり、前期末比26億5千8百万円の増加、増加率は1.53%でした。科目別では、割引手形が減少し、手形貸付、証書貸付が増加しました。これは、景気回復への期待感や消費税増税前の駆込需要などの影響で事業者向け貸出が増加したことや個人の住宅資金需要が増加したことが主な要因です。



## 収益の状況

平成25年度の業務純益は9億2千3百万円となり、前年度比2億4百万円の減少、減少率は18.16%でした。これは、貸出金利息をはじめとする資金運用収益が減少したことが主な要因です。

経常利益は7億3千4百万円となり、前年度比1億3千1百万円の増加、増加率は21.72%でした。

当期純利益は6億2千万円となり、前年度比2億1千万円の増加、増加率は51.32%でした。



### 用語説明

#### ●業務純益

金融機関の基本的業務で得た収益から費用を差し引いた利益です。

#### ●経常利益

基本的業務とその他の業務で得た収益から費用を差し引いた利益です。

#### ●当期純利益

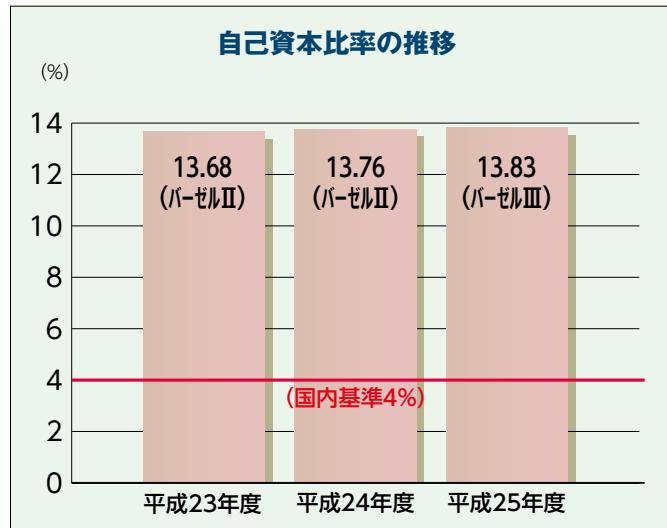
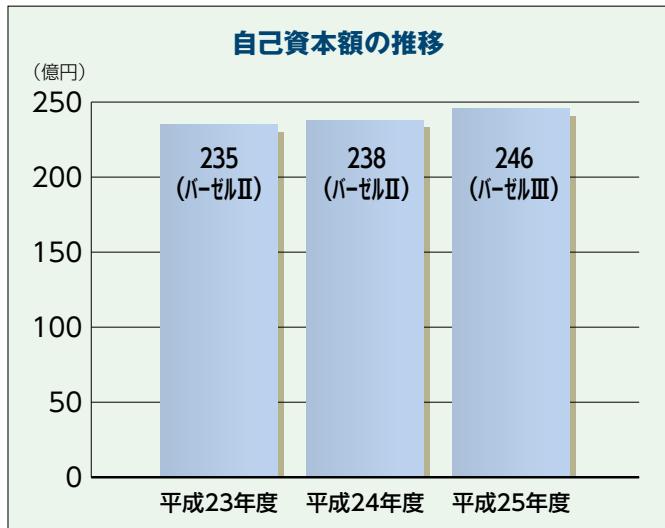
経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益です。

## 自己資本の状況

自己資本額は、246億9千2百万円となり、前年度比8億8百万円の増加でした。また、自己資本比率は13.83%となり、前年度比0.07ポイントの上昇でした。これは国内基準4%の3倍以上であり、引き続き安定した健全性を確保しています。

なお、上記の数値については、平成25年度末から新たに導入された自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づいて算出したもので、前年度比は平成24年度旧規制(バーゼルⅡ)によって算出した数値との対比です。

**当金庫の自己資本比率(平成25年度)は**13.83%**です**



## 会員数と出資金額の状況

信用金庫は、地域の事業者や住民のみなさまが会員となって、互いに助け合い、ともに発展していくことを目的に運営される「相互扶助」を基本理念とした地域のための金融機関です。

平成25年度の会員数は前年度比74人増加し、40,750人となりました。また、出資金額は14億円で前年度比2百万円の増加でした。



▲「MIRAI感謝の集い」の様子(H25.9.11)

会員大会「MIRAI感謝の集い」へ会員さまをご招待しております。

平成25年9月には、シンガーソングライターの小椋佳さんをお招きし、別府市で開催しました。

「シクラメンのかほり」「愛燐燐」をはじめ数々のヒット曲で会員のみなさまを魅了し、楽しいひと時をすごしていただきました。

# リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について

## ●リスク管理債権と引当・保全状況

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成24年度	557	309	247	100.00
	平成25年度	354	151	202	100.00
延滞債権	平成24年度	9,685	4,914	3,329	85.12
	平成25年度	8,880	4,529	3,077	85.65
3ヶ月以上延滞債権	平成24年度	30	11	3	50.87
	平成25年度	47	26	7	71.31
貸出条件緩和債権	平成24年度	1,835	842	230	58.46
	平成25年度	2,189	737	328	48.69
合計	平成24年度	12,108	6,078	3,812	81.68
	平成25年度	11,471	5,445	3,615	78.98

(注)

1.「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8.「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## ●金融再生法開示債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高(A)	保全額(B)	担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)	保全率(B)/(A)	引当率(D)/(A-C)
金融再生法上の不良債権	平成24年度	12,428	10,140	6,170	3,969	81.59	63.44
	平成25年度	11,710	9,243	5,528	3,714	78.93	60.08
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	4,208	4,208	1,983	2,224	100.00	100.00
	平成25年度	3,779	3,779	1,731	2,048	100.00	100.00
危険債権	平成24年度	6,354	4,843	3,333	1,510	76.23	50.00
	平成25年度	5,694	4,364	3,033	1,330	76.63	50.00
要管理債権	平成24年度	1,866	1,088	853	234	58.33	23.19
	平成25年度	2,236	1,099	764	335	49.17	22.78
正常債権	平成24年度	168,824					
	平成25年度	171,723					
合計	平成24年度	181,252					
	平成25年度	183,434					

(注)

1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## ●金融再生法上の不良債権とその保全および自己資本の状況



# 金融仲介機能の発揮について

## 地域金融円滑化のための基本方針

大分みらい信用金庫は、「金融サービス業として地域の発展に貢献し、地域の生活者と共に豊かな地域社会をつくる」ことを使命としており、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1.取組方針

当金庫において、地域の中小企業のみなさまに対する資金供給・経営相談・経営指導・経営改善支援および地域のみなさまの生活の安定を図る対応を行うことは、地域密着型金融機関として最も重要な社会的使命です。

お客さまから資金需要や貸付条件の変更等の要請があった場合には、これまでと同様、その要請を真摯に受け止め、力一杯の目利き力を発揮し、密度の濃いコミュニケーションによりお客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、きめ細かな対応に取り組みます。

### 2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1)金融円滑化管理方針の策定
- (2)金融円滑化管理規程の策定
- (3)金融円滑化マニュアルの策定

### 3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等の要請があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

### 4.苦情相談窓口

お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

大分みらい信用金庫 営業推進部 フリーダイヤル 0120-500-465(直通)

(受付時間 当金庫営業日の平日9:00～17:00)

## ●中小企業者等に対する金融の円滑化に関する取組状況について

(単位:件、百万円)

(債務者が中小企業者である場合)	平成23年9月末		平成24年3月末		平成24年9月末		平成25年3月末		平成25年9月末		平成26年3月末	
	件数	金額										
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,534	42,697	1,913	51,916	2,179	58,152	2,471	67,458	3,176	79,445	3,784	91,204
うち、実行に係る貸付債権	1,372	39,014	1,726	47,981	2,001	54,231	2,285	63,532	2,942	74,861	3,543	86,433
うち、謝絶に係る貸付債権	10	168	10	168	10	168	11	171	25	402	25	402
うち、審査中に係る貸付債権	27	484	32	471	20	412	18	306	37	629	38	652
うち、取下げに係る貸付債権	125	3,030	145	3,295	148	3,340	157	3,447	172	3,551	178	3,715
<hr/>												
(債務者が住宅資金借入者である場合)	平成23年9月末		平成24年3月末		平成24年9月末		平成25年3月末		平成25年9月末		平成26年3月末	
	件数	金額										
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	148	1,419	157	1,502	168	1,584	179	1,708	202	2,008	209	2,059
うち、実行に係る貸付債権	114	1,111	126	1,223	135	1,290	145	1,397	167	1,679	172	1,716
うち、謝絶に係る貸付債権	2	13	2	13	2	13	2	13	3	30	3	30
うち、審査中に係る貸付債権	3	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
うち、取下げに係る貸付債権	29	265	29	265	31	279	32	298	32	298	33	305

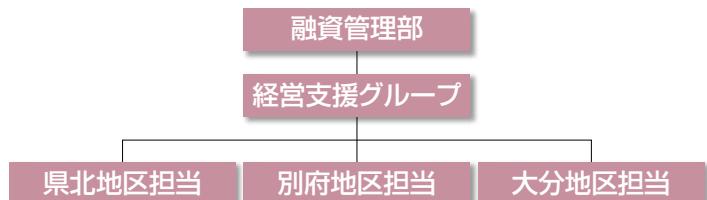
# 地域密着型金融の推進について

当金庫は、地域密着型金融の担い手として、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化に向けた取り組みを積極的に推進しています。

## 1.お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

### ●経営支援体制(平成25年度)

平成25年度は中小企業診断士1名を含む3名体制でお取引先の課題解決に取り組みました。  
(平成26年度は、お取引先の課題解決の充実を一層図るため、企業サポート部を新設しました。)



### ●経営改善支援への取り組み状況と実績

お取引先企業(個人事業主を含む)3,904先の中から42先を対象に経営改善支援に取り組みました。  
※詳細については、「経営改善支援等の取り組み実績」をご参照ください。

具体的な取り組み状況は、以下のとおりです。

- 経営改善計画策定支援 ..... 42先
- 経営会議への参加 ..... 40先(延べ239回)
- ビジネスマッチングの成約件数 ..... 3件
- 外部機関と連携した専門家派遣支援 等 ..... 29先(延べ113回)

### ●経営改善支援等の取り組み実績(平成25年4月～26年3月)

	期初債務者数	うち経営改善支援取り組み先数					経営改善支援取り組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α	(単位:%)				
		A	α	β	γ	δ								
正常先 ①	2,434	0			0	0	0.0		0.0					
要 注意先 うちその他要 注意先 ②	1,178	30	0	27	30	2.5	0.0	100.0						
うち要管理先 ③	16	5	0	3	5	31.3	0.0	100.0						
破綻懸念先 ④	126	7	2	5	7	5.6	28.6	100.0						
実質破綻先 ⑤	123	0	0	0	0	0.0	—	—						
破綻先 ⑥	27	0	0	0	0	0.0	—	—						
小計 (②～⑥の計)	1,470	42	2	35	42	2.9	4.8	100.0						
合計	3,904	42	2	35	42	1.1	4.8	100.0						

(注)・期初債務者数および債務者区分は平成25年4月当初時点で整理しています。

- ・債務者数、経営改善支援取り組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
- ・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ に含めていますが $\beta$ には含みません。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は $\beta$ に含みます。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理します。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
- ・ $\gamma$ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
- ・「再生計画を策定した先数 $\delta$ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」



## 経営改善支援 取組事例

### 中小企業・小規模事業者の経営支援に関する取り組み方針

当金庫は資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを利用してコンサルティング機能を発揮することにより、取引先企業の経営支援や事業再生・事業拡大について最大限支援していく方針です。

### 経営改善・事業再生・業種転換などの支援



#### ●税理士事務所と連携した経営改善支援

飲食業を営むA社様は、店舗網の拡大戦略が裏目に出、リーマンショック以後業績が低迷し窮境に陥っていました。

当金庫は、金融円滑化法による返済猶予などの支援を行っていましたが、不採算店舗の閉鎖、原価の見直し等を柱とした経営改善計画の策定を行うことを経営者に提案、顧問税理士事務所の協力も得て事業再生に取り組みました。

計画初年度は、店舗閉鎖に伴う売上の低下や損失の計上等により赤字決算となりましたが、税理士事務所も交えた毎月の経営会議を実施することで、財務状況の実態把握や改善提案を継続して行いました。

これらの継続した支援策推進の結果、計画2年目には原価率の改善や固定費の削減効果により償却前利益も黒字に転換しました。

#### ●専門家派遣による経営改善

旅館業を営むB社様は、東日本大震災や北部九州豪雨などの影響を受け、宿泊客数が伸び悩み、売上高の回復が経営課題として重くのしかかっていました。こうした状況を踏まえ、当金庫は専門家による経営改善への取り組みを提案し、中小企業ビジネス創造等支援事業を活用した専門家派遣を実施しました。

その結果、B社様の課題の1つとして社員の平均年齢が若いことに起因する「接客・接遇」能力不足がクローズアップされ、解決に向けた取り組みがスタートしました。その後も、経営陣は接客・接遇能力のレベルアップのため、独自にコンサルタント契約を結び、高いレベルの「おもてなし」が提供できる人材の育成に本格的に取り組んでいます。

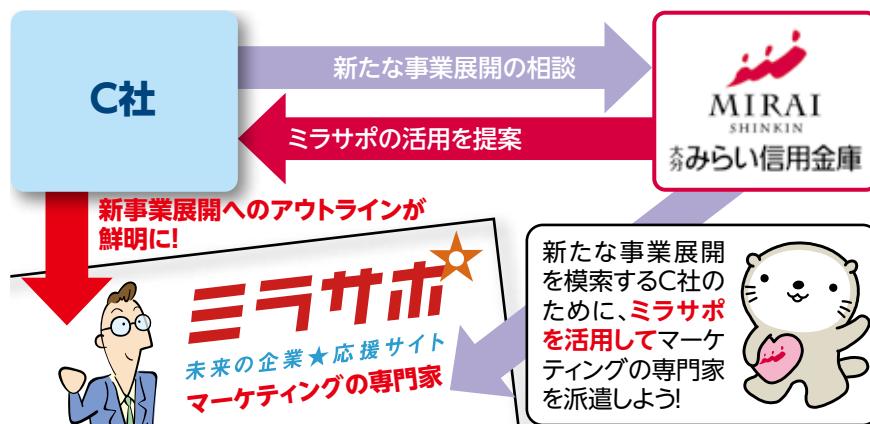
これらの取り組みにより、平成26年3月には、大手旅行会社の発表する「おもてなし部門」のランキングで全国で上位に入るなど成果が表れています。

#### ●ミラサポを活用した

##### 専門家派遣による経営相談

仕出業を営むC社様は、ここ数年外食産業やコンビニ等との競合が激化し、売上が減少傾向にありました。当金庫は「ミラサポ」を活用した専門家派遣を提案し、協働して、新分野進出やマーケティング戦略等の策定のアドバイスを行いました。

その結果、新事業展開に向けたシナリオが出来上がり、他企業との連携等の検討にも発展しました。



### 創業・新規事業開拓の支援

#### ●中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の活用

農業を営んでいるD様は、かねてより近郷の農家とともに複数の野菜直売所を運営している商業施設へ農産品を出荷していましたが、地元の農産品を加工した食品へのニーズが高いことに気づき、他の農家と共同で加工施設を設置して新たな農産品加工商品開発に取り組むことを決意し、知人を通じて中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の登録アドバイザーに相談しました。

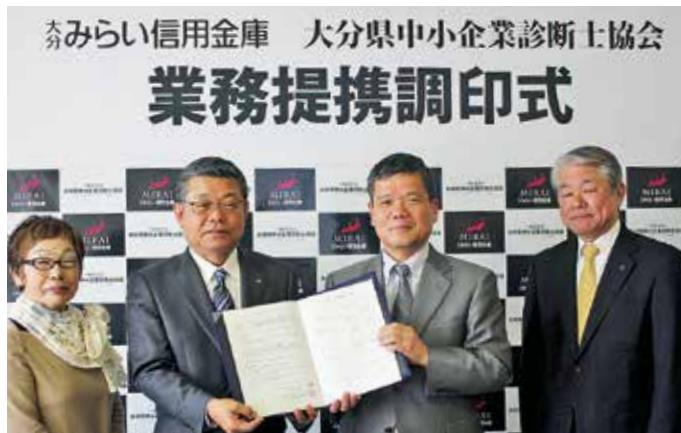
当金庫は、登録アドバイザーと連携して、創業についての資金計画や資金繰り等の金融取引についてアドバイスを行うなど、事業計画の策定を支援しました。その結果、「地域需要創造型等起業・創業促進事業」の補助金の採択につながりました。

## 資金供給機能の発揮

信用金庫の強みを活かし、お取引先の個人、中小企業・小規模事業者のみなさまの定量的な情報のみならず目利き力を発揮して、過度に不動産担保や個人保証に依存しない小口融資を推進し、地域のみなさまの資金需要にお応えしています。

平成25年度中の貸出実績は、672件19億2千8百万円となりました。

## 外部機関との連携



- 平成25年11月29日に、日本政策金融公庫と「創業支援」に関する業務提携を締結しました。
- 平成26年3月28日に、県下の金融機関としては初めて大分県中小企業診断士協会と「経営改善センター事業」に関する業務提携を締結しました。

当金庫は、専門家派遣時には必ず担当者が同席し、現場での支援に協力するほか、専門家のノウハウも参考とするなど、支援機関としての能力向上に取り組んでいます。

今後も外部機関・外部専門家等と連携して、中小企業・小規模事業者の経営支援に真摯に取り組んでまいります。

◀業務提携調印式の様子

## 2.地域の面的再生への積極的な参画

### ●みらいしんきん同友会

みらいしんきん同友会は、お取引先企業の経営者のみなさまと当金庫を結ぶネットワーク組織です。昭和51年11月の発足以来、37年目となりました。

### ●同友会支部活動

現在26支部、約1,600名が、各種講演会や勉強会、社員研修や若手経営者のマネジメントスクールなどの自己啓発を行っています。そのほかにも、ゴルフコンペやバス旅行、年末のチャリティーバザー、餅つき大会などを企画し、様々な活動を通じて各会員さま同士の親睦を深めています。



▲みらいしんきん同友会 運営委員会



▲大分支部、府内・中央支部合同  
ワインとジャズのタベ



▲鉄輪支部 バス旅行



▲北海部支部 みらいチャリティー



▲中津北央支部、大幡・鶴居支部、如水支部 3支部合同ゴルフコンペ



▲同友会機関誌「Do You!」

## ●未来経営者スクール

「未来経営者スクール」は、参加者が互いに経営者として研鑽を積み、異業種交流を行うことで自企業の発展に資することを目的としています。

平成10年度よりスタートした本スクールは、これまで16回生が卒業し、延べ370名のみなさまにご参加いただきました。卒業生同士のネットワークもでき、次期経営者として職場でのマネジメント等に活用しているという声もいただいています。



▲未来経営者スクールの様子

## ●みらいビジネススクール

みらいしんきん同友会活動の一環として開催している「みらいビジネススクール」は、会員企業の人材育成や新入社員教育のお手伝いを行っています。

これまでに「管理者研修」「新入社員研修」等各種研修会を開催し、延べ886社3,283名のみなさまに受講していただきました。

今後も地域の中小企業のみなさまのお役に立てるような研修を行っていきます。

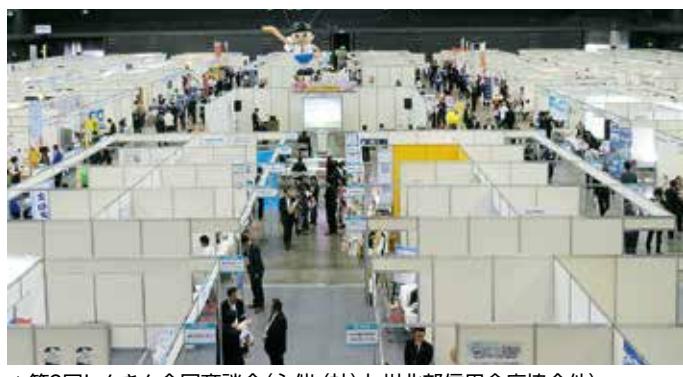


▲みらいビジネススクールの様子

## ●みらいビジネス交流会

地域の中小企業のみなさま同士の交流を目的に、平成18年度より「みらいビジネス交流会」を開催しています。平成25年度は「県外中小企業者との交流」、「県外企業への販路開拓支援・仕入先拡大支援」等を目的に平成25年10月23日(水)にマリンメッセ福岡で開催された「第2回しんきん合同商談会(主催:(社)九州北部信用金庫協会他)」に参加いたしました。

今後も、同友会会員企業ならびに県内中小企業のみなさまのお役に立てるよう、新たなビジネスの出会いの場を提供してまいります。



▲第2回しんきん合同商談会(主催:(社)九州北部信用金庫協会他)

## 3.地域やお客さまに対する積極的な情報発信

### ●地域活性化に繋がる情報の発信

地域やお取引先の景況感等の動向把握を目的とした「中小企業景気動向調査」や時事的な話題を調査する各種特別調査を行っております。調査結果を冊子や当金庫ホームページに掲載することで、情報を共有化し、企業経営の新たな問題点やヒントを得る機会を提供しています。



### ●インターンシップの実施

就職活動を控えた学生の方を対象に就業体験機会を提供し、金融業務への理解を深めてもらうことでミスマッチ就職の防止を目的としています。

平成25年度は9月3日～5日、9月10日～12日の各3日間の日程で2回実施し、大分県内外の学生20名にご参加いただきました。

学生の方を受入することで、職員の成長や職場の活性化にも繋げています。



▲「インターンシップ」の様子

# まち 地域づくり活動について

## ●地域のイベント

「別府八湯温泉まつり」を皮切りに、県央・県北各地のイベントやお祭りに参加しています。

地域の元気はみらいしんきんのパワーの源。職員一丸となって地域行事を盛り上げています。



▲別府八湯温泉まつり



▲県体綱引き



▲みらいしんきん杯 中津市少年野球大会

## ●スポーツ・文化事業支援

子どもたちの健やかな成長を願い、各種スポーツ大会を支援しています。

主催・協賛・後援などさまざまな形で地域や子どもたちと、いつまでも関わっていこうと考えています。

また文化事業支援として「別府アルゲリッチ音楽祭」などの音楽イベントにも積極的に協賛。

ストリートギャラリーとしてスタートした「MIRAI GALLERY」は今ではすっかり定着し、地元芸術家の発表の場として、広く親しまれています。



▲MIRAI GALLERY別府会場



▲MIRAI GALLERY大分会場



▲M's CLUB会員とともに参戦する「府内戦紙」



▲第15回 別府アルゲリッチ音楽祭

## ●福祉・環境づくりへの参画

毎月第2木曜日に行う、各店独自のボランティア活動をはじめ、大分国際車いすマラソン大会への協力、海岸海浜清掃といった環境への取り組みにもボランティアで参加しています。



▲大分国際車いすマラソン大会へボランティアとして参加

# リスク管理態勢について

## リスク管理態勢について

金融機関を取り巻く環境は日々変化しており、経営に対して予期せぬ影響を与えるリスクも急激に多様化しています。

当金庫は「リスク管理基本方針」で「コンプライアンス(法令等遵守)態勢を礎(いしづえ)としたリスク管理を経営の本質」と位置づけ、内部管理基本方針においても、「法令等遵守態勢」「顧客保護態勢」と並び「リスク管理態勢」の整備を経営の最重要課題の一つとして位置づけています。

また、「リスク管理基本方針」や「リスク管理規程」に基づき、リスクを総合的に管理し、自己資本の充実を目的とした「経営の健全性の確保」とそれを裏付ける「適正な収益の確保」とのバランスのとれた経営を目指しています。

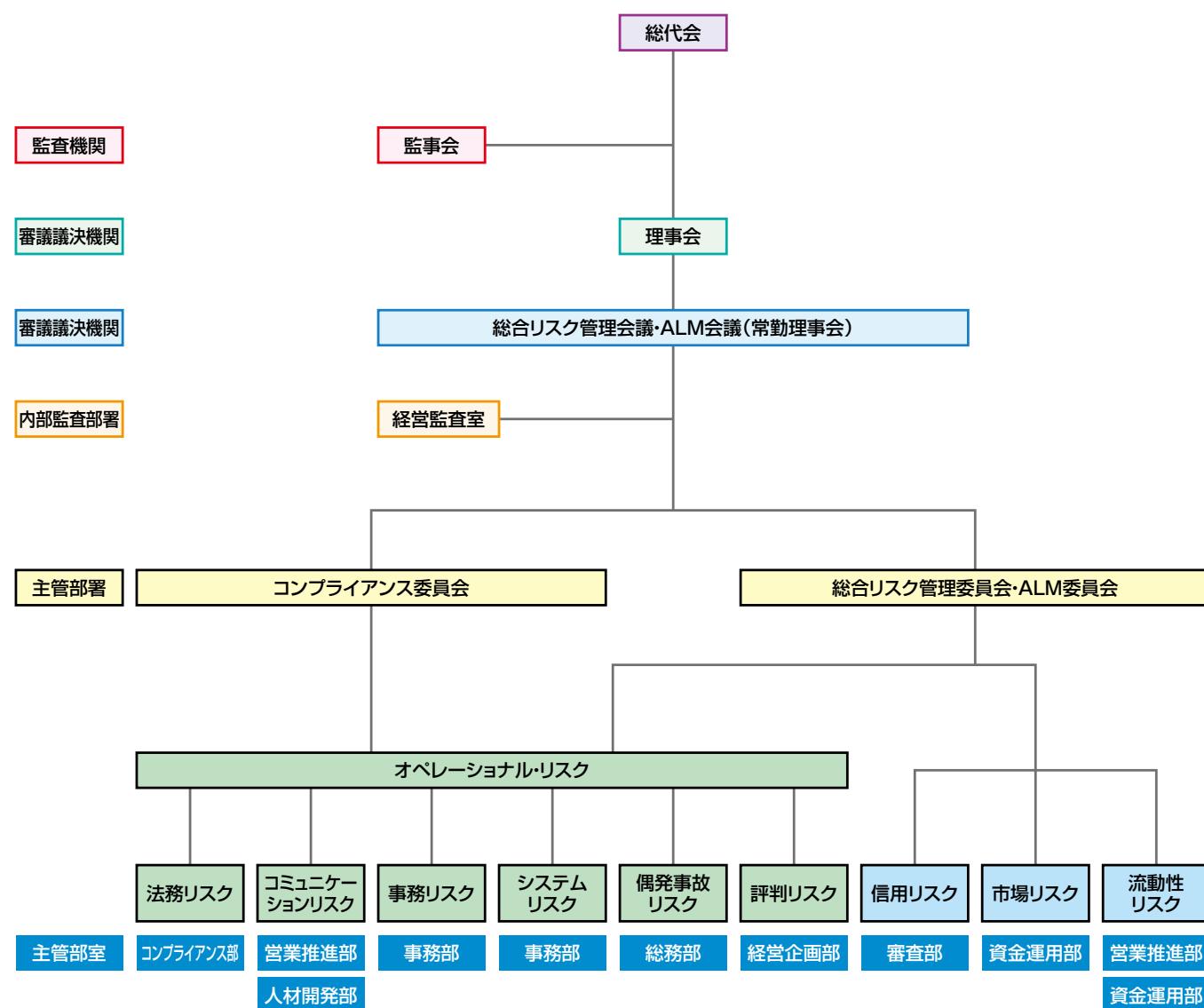
具体的には、経営に関するリスクを以下のとおり9つに分類し、それぞれに主管部を定め、経営企画部を統括部署として総合的なリスク管理態勢の構築を目指すとともに、総合リスク管理会議、総合リスク管理委員会、ALM会議、ALM委員会などの会議体系を有効に機能させることでリスクマネージメントが効率的・効果的に運用されるよう、態勢の整備をすすめています。

なお、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」については、各々のリスクの管理方針・管理規程等の遵守を通じて管理・統制を行い、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、「事務リスク」「システムリスク」をはじめとしたいわゆる「オペレーションル・リスク」については、そのリスクの顕在化(発生)を最小限にとどめるために、各々のリスク管理方針・管理規程に基づき、牽制・検証態勢の構築などの予防策やリスク軽減策を策定・実施するとともに、万一の場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機時対応策)」や、大規模地震等の際、業務継続を図るために「業務継続計画」を策定しています。

## リスク管理に関する体系図

平成26年6月末現在



# 内部管理態勢の充実について

## 法令等遵守態勢について

法令等遵守(コンプライアンス)態勢とは、法令をはじめ当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまで、あらゆるルールを遵守することです。当金庫は、「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」「法務リスク管理基本方針」「法令等遵守に係る基本方針」等に基づき、地域に根ざした協同組織金融機関としての社会的使命と高い公共性を全役職員に周知徹底し、社会人としての健全な常識や、より高い倫理観を持って業務活動を行い、社会的責任を果たしていくことが、経営の最重要課題の一つと位置づけています。

コンプライアンス態勢の整備については、研修等教育を推進しており、平成25年度には全店で1,380回のコンプライアンス勉強会を開催。また職員一人ひとりのレベルアップを図るため、コンプライアンス検定試験受験を奨励し、404人(平成26年3月末現在)の役職員が合格しています。さらに全役職員が「コンプライアンス手帳」を常時携帯し、定期的に自己チェックを行うなど態勢整備を促進しています。

### 法令等遵守に係る基本方針

経営理念に基づき、高い倫理観と社会的使命や公共性を自覚して業務を遂行し、地域の信頼を確保する。

1. 経営幹部(役員および部室店長)は、金庫が公器であることを自覚して、経営理念に基づく健全な金庫運営を第一とする。
2. 役職員等は、立派な社会人として、高い法令等遵守(コンプライアンス)精神と社会的使命感を持って業務を遂行する。
3. 役職員等は、私生活の健全化に努める。
4. 反社会的勢力は断固排除する。

### コンプライアンス態勢

コンプライアンスの実現のため、コンプライアンスに関連する方針や規程、組織や役割等を網羅した冊子「コンプライアンス態勢」を役職員全員に配付し、教育・研修に活用しています。主な内容は以下のとおりです。

#### ○コンプライアンスの組織と役割

役職員の基本的な責任と禁止事項、法務リスク管理規程に基づく各組織・役職員の役割等を定めています。コンプライアンスを統括する部署として役員を含めた全部室の横断的な組織である「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、本部・営業店の全部室店に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置し、「コンプライアンス責任者会議」「コンプライアンス担当者会議」を定期的に開催するなどコンプライアンス態勢の整備を図ることとしています。

#### ○コンプライアンスマニュアル

役職員が遵守すべき法令等の解説や、違反行為を発見した場合の対処方法などを定めています。毎月「コンプライアンス・チェックリスト」で自己チェックを行うことや、コンプライアンス違反情報の収集・報告、それらの事案に対応するための組織と情報の流れを定めています。また、法令等の解説書等を添付しています。

#### ○コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定することを定めています。

### 利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客さまとのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めることとしています。

## 反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を断固遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、業務の適切性および健全性の確保に努めています。

### 反社会的勢力に対する基本方針

大分みらい信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

【注】本方針において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動(政治活動)標榜ゴロ、特殊知能暴力団といった属性を持つ、団体および個人をいいます。更に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求等の行為要件にも着目して判断します。

## お客さま保護態勢について

### 金融商品取引法等への対応について

平成19年9月の「金融商品取引法」の全面施行および信用金庫法等の関連法令の改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めています。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

### 当金庫の勧誘方針

- 1.当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身のご判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正なご判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## お客さまへの説明態勢について

融資取引をはじめとするお客さまとのお取引については、その内容をお取引の関係者に十分にご理解いただくことが必要です。そのため「説明態勢に係る規程」等を整備するとともに、職員教育の徹底・人材の育成を図ることとしています。

### 苦情等への対応について

お客さまからの苦情等に対しては、公平・誠実に対処し、迅速な解決を図ることが、お客さまとの信頼向上を図るうえで最も重要であると認識し、職員教育の徹底や他金融機関の事例も含めた事例の分析等を通じて、同様の苦情等の発生を未然に防止する態勢の整備に努めています。

### 金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等のお申し出に、公平・誠実・迅速に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して相談・苦情等の解決を図り、信頼性の向上に努めています。

### 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

#### 苦情処理措置

当金庫では、業務運営体制・内部規則を整備し、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をホームページおよび各営業店に店頭掲示することで公表しています。苦情等のお申し出につきましては、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは営業推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)までお申し出ください。

#### 紛争解決措置

下記弁護士会の仲裁センター等に加えて最寄りの弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。

- 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
- 第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)
- 第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)
- 熊本県弁護士会 (電話:096-325-0913)
- 鹿児島県弁護士会 (電話:099-226-3765)

## 顧客情報保護への対応について

お客さまに個人情報を安心してご提供いただくため、関係法令および諸規程等を遵守し、「顧客情報保護基本方針」等に基づき顧客情報保護に努めます。

### 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまから寄せられる「信頼」こそが金融機関として最も重要な経営の礎と考えています。そのため、従来よりお客さまの情報やプライバシー保護の徹底に努めてきました。

コンピュータ社会の進展など社会環境の変化に伴い、お客さまの個人情報を適切に取り扱うことが社会的責務であることを強く認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善と機密性・正確性の確保に努めることを宣言いたします。

2005年4月1日 大分みらい信用金庫

### お客さまの個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

#### 業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他、信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

#### 利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- 法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂

行に必要な範囲で第三者に提供するため

- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

#### ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のご相談窓口までお申し出ください。

### 法令等による利用目的の限定

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供はいたしません。

### 個人情報に関するご相談窓口

#### 大分みらい信用金庫 営業推進部

- 住所 〒874-8639 別府市駅前本町1番31号
- 電話番号 0977-22-1184
- FAX 0977-22-7672
- メール mirai@oitamirai.co.jp

- 窓口の時間帯 9:00～17:00

(月～金 但し、金融機関の休業日は除く)

※詳しくは、本支店窓口にお申し出いただくか、当金庫ホームページをご覧ください。

## 金融犯罪に対する対応について

当金庫では、金融犯罪に対する対応について、以下の取り組みを行っております。

### 振り込め詐欺等への対応について

#### ●振り込め詐欺にご注意ください

振り込め詐欺とは、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金返還詐欺」等の総称です。  
最近は犯罪の手口が複雑化しておりますので、十分にご注意ください。

#### ●ATMコーナーでの対応(支払限度額、暗証番号変更)

全国的にキャッシュカードの偽造または盗難によりATMで預金が不正に引き出される被害が増加しております。  
お客様におかれましては、キャッシュカードや暗証番号の厳重な管理をお願いします。暗証番号は定期的に変更することをおすすめします。暗証番号のご変更は、最寄りの当金庫ATMで可能です。

また、当金庫ATMで1日あたりのお支払限度額を減額変更することができます。普段ご利用される金額にあわせて制限することで、お客様の大切なご預金を守ることができます。

#### ●偽造、盗難キャッシュカード被害が発生した場合の取り扱い

キャッシュカードの偽造または盗難により個人のお客さまのご預金がATMから不正に引き出された場合には原則として当金庫が補償させていただきますが、お客様に「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問い合わせください。

#### ●キャッシュカード等の盗難、紛失の24時間受付実施

キャッシュカードの盗難・偽造等の被害に遭った時は、ただちに以下の受付先にご連絡ください。

曜日等	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	8時30分～17時00分	各お取引店	各お取引店電話番号
	上記時間帯以外	信金事故届け受付センター	0120-361-334
土曜・日曜・祝日		信金事故届け受付センター	0120-361-334

### 「暮らし安心」ネットワーク運動について

昨今多発する振り込め詐欺等の金融犯罪からお客様を守り、安心して暮らせる地域づくりのため、全店で「暮らし安心」ネットワーク運動を展開しています。

本活動については、別府警察署にもご協力いただき、平成21年2月から活動を開始しました。

#### 1.方針

お取引先が振り込め詐欺に遭わないよう、主に高齢のお客さまと渉外係が連携して被害防止に努めます。

#### 2.具体的な内容

詐欺被害の未然防止を図るため、渉外係が当金庫への連絡方法や担当者名等が記載されたパンフレットをお取引先に持参し、お客様の電話機近辺に貼付させていただくことをおすすめしています。

不審な電話や訪問、郵便物等があった場合、すぐにご連絡をいただき、一緒になって被害を防止しようとするものです。



# 預金商品のご案内

平成26年6月末現在

主な預金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座預金	小切手・手形を振り出すことによりお支払いできます。法人や個人事業者の方の効率的な資金管理に最適です。	隨時	1円以上
普通預金	給与、年金、配当金の受け取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用できます。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	隨時	1円以上
無利息型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により、全額保護される普通預金です。既存の普通預金口座を変更することもできます。	隨時	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資(当座貸越)をセットした暮らしに欠かせない口座です。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	普通預金、定期預金と同様	(普通預金)1円以上 (定期預金)1万円以上
M's預金	20~35歳までの若者を対象とした総合口座です。ご希望により、カードローンなどがセットできます。	普通預金、定期預金と同様	(普通預金)1円以上 (定期預金)1万円以上
貯蓄預金	個人の方専用の預金です。20万円型と40万円型があります。(自動受取・自動支払はご利用できません)	隨時	1円以上
通知預金	短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金です。	原則お引き出しは納税時のみ	1円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年据え置いた後は、1カ月前にご連絡いただければお引き出しができます。(個人の方に限ります)	最長3年(据置期間1年)	100円以上300万円未満
スーパー定期預金	プランに合わせてお預け入れいただける手軽で身近な定期預金です。個人の方でお預け入れ期間3年以上の場合は、複利型の運用ができます。	1カ月~5年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金を有利に運用できる定期預金です。	1カ月~5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。	1年~3年	1,000円以上
定期積金	一定額を毎月継続して積み立てる預金です。	6カ月~5年	掛金1,000円以上
積立定期預金	目標を決めて自由に積み立てます。ボーナス時に増額もできます。	1年~7年	100円以上
一般財形預金	いろいろな目的の貯蓄としてご利用できます。給与やボーナスからの天引きで積み立てます。貯蓄を始めて1年たてば、いつでもお引き出しができます。	3年~15年	1,000円以上
財形年金預金	60歳以降に年金として受け取るための老後の資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	5年以上	1,000円以上 (元利合計550万円までは非課税)
財形住宅預金	マイホームの新築やリフォームなど、住まいの資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	2週間~2年	1,000万円以上
譲渡性預金(NCD)	譲渡可能な預金で大口資金の短期間運用に適しています。		

※金利は、店頭に表示する金利です。

# その他の金融商品・サービスのご案内

平成26年6月末現在

主な金融商品・サービスの種類	特 長
テレホンバンキング	フリーダイヤルで、残高照会や振込などがご利用できます。
インターネットバンキング	パソコンや携帯電話から残高照会や振込、税金の払込などがご利用できます。法人の方には、総合振込など大量の振込ができるサービスもご利用しております。
為替自動送金サービス	毎月定期的な振込先(駐車料金、家賃、学費など)を登録することで煩雑なお振り込み手続きを自動化します。
自動振替サービス	家賃、授業料、会費などを、お客さまに代わって口座振替により集金代行します。
テレホンサービス・ファクシミリサービス	コンピュータが電話またはFAXでお客さまの口座への振込入金をご連絡します。また、残高照会などもご利用できます。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預りします。
夜間金庫	お店の売上代金などを、窓口が終了した後でも安全にお預りします。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	楽天Edy株式会社のサービスであるEdyおよびEdyチャージをお客さまが利用することを目的に、信用金庫口座からのEdyチャージ(預金口座振替により引落し)ができるサービスです。
しんきんコンビニ収納サービス	事業を営むお客さまの販売代金を、全国のコンビニエンスストアを通して、取引先顧客から回収するサービスです。
みらいポイントカード	各種ご契約に応じて差し上げるポイントカードを集めていただくと、ポイント数に応じて景品と交換できるサービスです。
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードが、全国のJ-Debit加盟店でのお買い物やお食事代のお支払いにそのままご利用いただけるサービスです。
年金受取手続サービス	年金の受取手続や受取額の調査等を専門家を通じてお手伝いします。
公共債の窓口販売	個人向け国債等をお取り扱いしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険や一時払終身保険等をお取り扱いしております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客さまへ、長期火災保険をお取り扱いしております。
信託契約代理業務	土地信託、年金信託、公益信託、特定贈与信託、特定金銭信託などを取り扱っております。(取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店)
併営業務代理業務	遺言信託、遺産整理業務をお取り扱いしております。(取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店)
しんきん電子記録債権サービス (でんさいネットサービス)	でんさいネットは、全国の金融機関が加盟する新たな資金決済手段です。当金庫も参加金融機関として、でんさいネットサービスの提供を行っております。

# 融資商品のご案内

## ●個人向けローン

平成26年6月末現在

主なローンの種類		お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
口住 シ宅	マイホーム物語	住宅新築、リフォーム資金、土地購入、借換資金等にご利用できます。	6,000万円以内	35年以内
	しんきん住宅ローン		8,000万円以内	35年以内
教育 ローン	みらい教育ローン「天晴」	学校の入学、在学に際して必要な資金にご利用できます。	500万円以内	10年以内 (在学中据置4年可)
	みらい教育ローン「天晴II」			
教育 ローン	しんきん教育ローン	学校の入学、在学に際して必要な資金にご利用できます。極度額範囲内であれば何度でも反復お借り入れできます。	50万円～ 300万円以内	[カードローン期間中] 5年以内(1年更新) [証書貸付切替後] 3ヶ月～10年以内
	みらい教育カードローン			
マイ クア ンチ	みらいマイカーローンエース	車購入、免許取得費用、他金融機関で借入れしたマイカーローン借換資金に幅広くご利用できます。	500万円以内	8年以内
	しんきんマイカーローン		500万円以内	10年以内
ロブ リソ ン	みらいおさいふローン	使いみち自由(事業資金を含む)のローンです。電話やFAX、インターネット等から仮審査申込ができます。	300万円以内	7年以内
	MAX500		500万円以内	10年以内
その他	しんきんローン	使いみち自由の個人の方向けローンです。	500万円以内	10年以内
	みらいきっつる		500万円以内	5年(自動更新可)
その他	みらいカードローン	使いみち自由(事業資金、旧債決済資金を除く)のカードローンです。	100万円以内	3年(自動更新可)
	シニアライフローン		100万円以内	10年以内
その他	みらい環境ローン	環境に配慮した電気自動車・ハイブリッド車・低燃費かつ低排出ガス認定車の購入や、太陽光発電・エコキュート等エコ関連設備の購入・設置費用などにご利用できます。	1,000万円以内	15年以内

## ●事業者向けローン

主なローンの種類		お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
クイックワイド保証(大分県信用保証協会保証付)		運転資金にご利用できます。	8,000万円以内	10年以内
クイック1250保証(大分県信用保証協会保証付)			1,250万円以内	10年以内
事業者カードローン(大分県信用保証協会保証付)		事業資金にご利用できます。	2,000万円以内	1年または2年
クイックローン(大分県信用保証協会保証付)			2億8,000万円以内	1年または2年
創業サポートローン		創業または新規事業の開発などに必要な資金をサポートします。	1,000万円以内	運転5年以内、設備10年以内
みらい夏期・年末特別短期融資		季節的な仕入・賞与資金などにご利用できます。	3,000万円以内	1年以内

※他にも各種ローンをご用意しています。詳しくは最寄りの窓口までお気軽にご相談ください。

# 主な手数料のご案内

## ●国内為替手数料

平成26年6月末現在

内容		振込金額	当金庫同一店内宛	当金庫本支店内・県内信金宛	他行宛
振込 1件 につき	ATM利用(現金扱い)		5万円未満	無料	216円
	ATM利用(キャッシュカード扱い) e/バンキング利用(FB・HB・インターネット・モバイル・テレホン)		5万円以上	無料	432円
			5万円未満	無料	108円
			5万円以上	無料	216円
	窓口利用(電信・文書扱い)		5万円未満	108円	324円
			5万円以上	324円	540円
為替自動送金		5万円未満	無料	108円	324円
		5万円以上	無料	216円	432円
		新規契約手数料			1,080円
代 金 取 立	当所(大分交換所扱い)	216円	その他		
	他所(当所以外の交換所扱い)	至急扱 普通扱	不渡手形返却料 648円	取立手形組戻料 648円	取立手形店頭呈示料 648円
				送金・振込の組戻料 648円	

## ●その他手数料

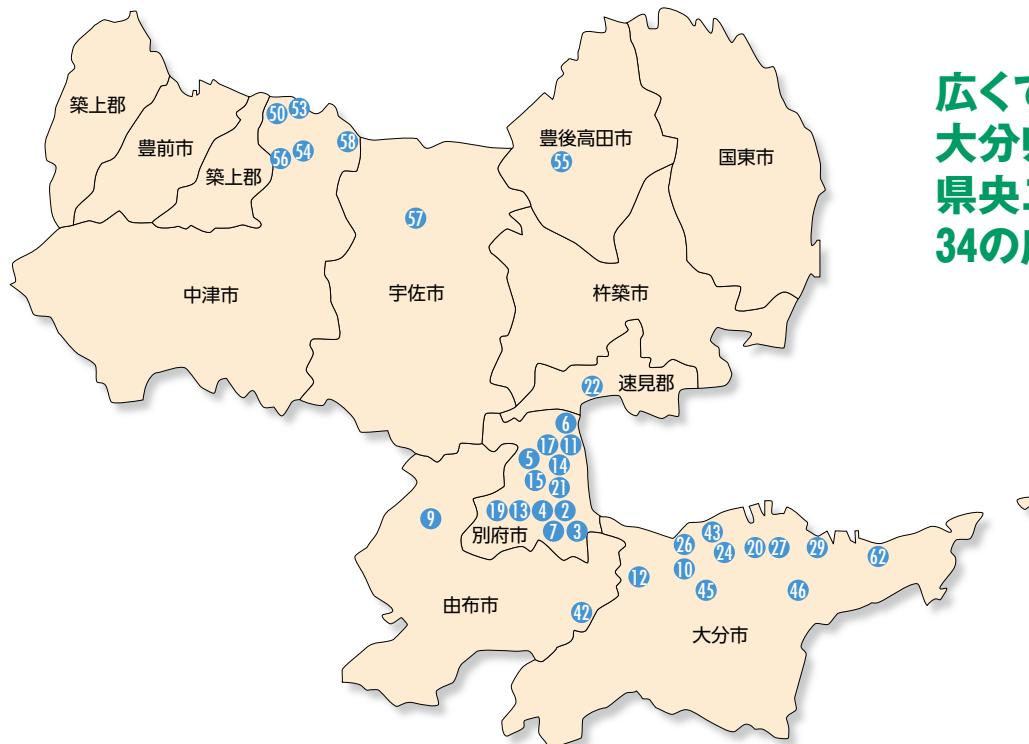
小切手帳(1冊/50枚)	648円	両替	両替機 窓口	1～49枚…無料／50～500枚…100円／ 501～1,000枚…200円／1,001～1,500枚…300円
約束手形・為替手形帳(1冊/50枚)	864円			1～49枚…無料／50～500枚…324円／ 501～1,000枚…540円／1,001～2,000枚…756円 2,001枚以上は1,000枚ごとに324円加算
自己宛小切手(1枚)	540円	利用 料 金 1件 あたり の 金 額	分割(譲渡)記録 開示請求	1～49枚…無料／50～500枚…324円／ 501～1,000枚…540円／1,001～2,000枚…756円 2,001枚以上は1,000枚ごとに324円加算
各種取引履歴明細	540円			
残高証明書	当金庫所定(1通)	540円	通常開示(オンライン) 特例開示(書面) 残高の開示(都度発行方式) 残高の開示(定期発行方式)	324円
	英文・その他(1通)			0 － － 3,780円 － 4,860円 － 1,620円
利息証明書発行(1通)		32,400円	当金庫宛 他行庫宛	864円
不動産 担保設定*	基本手数料			324円
	変更・追加手数料			1,188円
通帳・証書・キャッシュカード・ ローンカード・出資証券再発行	抹消手数料	5,400円	当金庫宛 他行庫宛	324円
				864円
ファームバンキング基本手数料(月額)		3,240円	当金庫宛 他行庫宛	324円
ホームバンキング基本手数料(月額)		1,080円		864円
個人インターネットバンキング基本手数料(月額)		108円	当金庫宛 他行庫宛	648円
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)		3,240円		1,188円
テレホンバンキング基本手数料		無料	通常開示(オンライン) 特例開示(書面) 残高の開示(都度発行方式) 残高の開示(定期発行方式)	0 － － 3,780円 － 4,860円 － 1,620円
署名登録手数料 変更手数料		5,400円 1,080円		324円
夜間金庫利用料(月額)		3,240円	当金庫宛 他行庫宛	864円
資金庫利用料(年額)		7,560円～25,920円		324円
ICキャッシュカード発行		1,080円	変更記録	－
				2,700円
			支払等記録	324円
				864円

※不動産担保設定手数料については、新規申込金額と現在ご利用いただいている借入残高の合計額が300万円以下の場合は手数料はいただけません。

## ●でんさいネット

記録等の種類		請求等する方法	
		パソコン	事務代行
発生記録	当金庫宛	324円	864円
譲渡記録	当金庫宛	324円	864円
分割(譲渡)記録	当金庫宛	324円	864円
	他行庫宛	648円	1,188円
開示請求	通常開示(オンライン)	0	－
	特例開示(書面)	－	3,780円
	残高の開示(都度発行方式)	－	4,860円
	残高の開示(定期発行方式)	－	1,620円
単独保証記録		324円	864円
変更記録	変更記録(オンライン)	324円	－
	変更記録(書面)	－	2,700円
	支払等記録	324円	864円

# 店舗・ATMネットワーク



**広くて、便利。  
大分県北エリアと  
県央エリアをむすぶ  
34の店舗網。**

## ■大分・別府・由布・日出地区

平成26年6月末現在

店番	店名	ATM稼働				取扱い業務			住所	電話番号
		平日	土・日・祝	視覚障がい者対応	生体認証・IC対応	住宅金融支援機構	外国為替取次	外貨両替		
2	本店営業部	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-8639 別府市駅前本町1番31号	0977-25-7710
3	南支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-0942 別府市千代町11番15号	0977-22-3311
4	野口出張所	○					○		〒874-0933 別府市野口元町6番6号	0977-22-0151
5	鉄輪支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-0045 別府市御幸2組	0977-66-1251
6	亀川支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-0014 別府市亀川浜田町2番3号	0977-66-0161
7	山の手支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-0902 別府市青山町1番1号	0977-22-0231
9	湯布院支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒879-5102 由布市湯布院町川上3048番地の4	0977-84-2164
10	大分支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒870-0021 大分市府内町1丁目2番8号	097-534-0131
11	上人支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-0033 別府市上人南16組	0977-66-2261
12	南大分支店	○	○	○	IC	○	○	○	〒870-0887 大分市二又町3組3	097-544-1181
13	荘園支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-0836 別府市東荘園3丁目1組	0977-24-7131
14	石垣支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒874-0910 別府市石垣西7丁目1番1号	0977-25-0511
15	鶴見支店	○	○	○	IC	○	○	○	〒874-0848 別府市大畑1組2	0977-22-1131
17	春木出張所	○					○		〒874-0910 別府市石垣西10丁目6番2号	0977-25-1181
19	扇山出張所	○	○	○	IC		○		〒874-0833 別府市鶴見5組2	0977-22-1135
20	東大分支店	○	○	○	IC	○	○	○	〒870-0919 大分市新栄町1番3号	097-556-6311
21	境川出張所	○	○	○	IC		○		〒874-0906 別府市天満町12番36号	0977-25-1881
22	日出支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒879-1506 速見郡日出町仲ノ丁2582番地	0977-72-1511
24	津留支店	○	○	○	IC	○	○	○	〒870-0938 大分市今津留3丁目4番25号	097-556-1151
26	府内中央支店	○		○	IC	○	○	○	〒870-0046 大分市荷揚町3番1号	097-532-9255
27	高城支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒870-0157 大分市高城本町3番3号	097-558-1644
29	大在支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒870-0268 大分市政所1丁目1番11号	097-592-2171
42	向原支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒879-5506 由布市挾間町挾間612番地の2	097-583-1311
43	中央市場出張所	○			IC		○		〒870-0018 大分市豊海4丁目1番1号	097-533-3222
45	滝尾支店	○	○	○	IC	○	○	○	〒870-0945 大分市大字津守383番地の6	097-568-6111
46	鶴崎森町支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒870-0127 大分市大字森町499番地の1	097-522-1181
62	坂ノ市支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒870-0307 大分市坂ノ市中央4丁目2番3号	097-592-3511

\* 視覚障がい者対応ATMとは、ATMに設置されているプッシュボタン付きの受話器（ハンドセット）から、音声で操作手順をご案内するATMです。

\* ATM稼働欄の「生体」は生体認証およびICカード対応、「IC」はICカード対応ATMが設置されている店舗です。ステッカーが貼付されているATMでご利用いただけます。

## ■県北地区

平成26年6月末現在

店番	店名	ATM稼働				取扱い業務			住所	電話番号
		平日	土・日・祝	視覚障がい者対応	生体認証・IC対応	住宅金融支援機構	外国為替取次	外貨両替		
50	中津中央支店	○	○	○	生体	○	○	○	〒871-0058 中津市豊田町2丁目453番地の1	0979-23-1111
53	中津北支店	○		○	IC	○	○		〒871-0067 中津市仲間町935番地の1	0979-22-3681
54	大幡支店	○	○	○	生体	○	○		〒871-0151 中津市大字大悟法705番地の1	0979-32-4051
55	高田支店	○	○		生体	○	○		〒879-0627 豊後高田市新地1978番地の1	0978-22-3400
56	鶴居支店	○	○	○	生体	○	○		〒871-0025 中津市大字万田字寺屋敷409番地の1	0979-22-1431
57	宇佐中央支店	○	○	○	生体	○	○		〒879-0453 宇佐市大字上田字前畠1013番地の1	0978-32-2123
58	如水支店	○	○	○	生体	○	○		〒871-0011 中津市大字下池永字新員918番地の1	0979-25-1818

※視覚障がい者対応ATMとは、ATMに設置されているプッシュボタン付きの受話器（ハンドセット）から、音声で操作手順をご案内するATMです。

※ATM稼動欄の「生体」は生体認証およびICカード対応、「IC」はICカード対応ATMが設置されている店舗です。ステッカーが貼付されているATMでご利用いただけます。

## ■営業店所属長

常勤理事 別府営業統括 本店営業部長 森田 展弘	南支店長 宮崎 昇	野口出張所長 門傳 功雄	鉄輪支店長 堀井 壮太	亀川支店長 石津 丈司	山の手支店長 松尾 和博
湯布院支店長 高橋 和彦	執行役員 大分営業統括 大分支店長 山上 卓巳	上人支店長 荒金 敦	南大分支店長 手島 賢三	莊園支店長 須田 真統	石垣支店長 阿南 善則
鶴見支店長 姫野 央行	春木出張所長 小田 正巳	扇山出張所長 加藤 輝信	東大分支店長 藤原 淳	境川出張所長 眞嶋 由美子	日出支店長 佐藤 隆一
津留支店長 赤澤 智視	府内中央支店長 久保 孝徳	高城支店長 田部 吉夫	大在支店長 細川 浩一	向原支店長 井上 誠司	中央市場出張所長 板井 憲治
滝尾支店長 伊藤 達矢	鶴崎森町支店長 平岡 元庸	常勤理事 県北営業統括 中津中央支店長 高地 秀雄	中津北支店長 岡本 浩	大幡支店長 鳥羽 高広	高田支店長 山内 慎一
鶴居支店長 末永 和人	宇佐中央支店長 古田 哲一	如水支店長 黒永 隆	坂ノ市支店長 河野 勝		

## 店外ATMコーナー

平成26年6月末現在

別府市	
● IC	B-Passage
● IC	トキハ別府店
● IC	ゆめタウン別府
● IC	浜脇出張所
● IC	マルショクやまなみ店
● IC	マルショク関の江店
● IC	亀川中央町
● IC	立命館アジア太平洋大学
● 別府医療センター	※
● IC	トキハインダストリー鶴見園店
● IC	別府大学
● IC	別府市役所
●	富士見出張所
● IC	マルショク餅ヶ浜店
日出町	
●	マルショク豊岡店
●	マルショク川崎店

大分市	
● IC	JR大分駅
●	大分県庁
●	オアシスひろば21
●	マルショク東大道店
●	宗方出張所
●	トキハわさだタウン
●	ミスター・マックス南大分店
● IC	春日出張所
●	大分市役所
●	フレレスポ春日浦
●	マルショク判田店
● IC	せきしん出張所
由布市	
● IC	湯布院花の木通り
●	湯布院自衛隊駐屯地
●	湯布院厚生年金病院
●	イオン挾間店

宇佐市	
●	トキハインダストリー宇佐四日市店
中津市	
● IC	中津市役所
●	フレレスポ中津北
● IC	ゆめタウン中津
●	イオン三光ショッピングセンター
●	川嶌整形外科病院
●	今津出張所
吉富町	
●	吉富出張所

● 土・日・祝日の稼働 ● 平日のみ稼働  
● ICカード対応ATM

※のコーナーは、個人出資会員の時間外手数料無料の対象外となりますのでご注意ください。

※のコーナーでの当金庫カードによる平日時間外・土日の入金は、有料となりますのでご注意ください。

## ATM利用のご案内

### ● 時間外手数料一覧

平 日	8:45 108円	18:00 108円
無 料		
土 曜	9:00 108円	14:00 108円
日 祝	108円	

● 当金庫カード(通帳)での入金はいつでも無料です。  
 ● 他金融機関・ゆうちょ銀行カードは、平日8:00～21:00・土日祝日9:00～17:00の利用となり、「左記手数料+108円」となります。  
 ※ご利用明細票に表示される手数料が、実際にご負担いただく手数料と異なる場合がございます。詳しくは、お取引金融機関にお問合せください。

● 当金庫出資会員はATM時間外手数料は無料です。  
 (法人キャッシュカードは対象外)

- ① キャッシュコーナーにより稼働時間が異なります。
- ② 当金庫カードを他金融機関のキャッシュコーナーでご利用の場合は、金融機関や時間帯によって手数料が異なります。
- ③ お振込には振込手数料が必要です。

当金庫のキャッシュカードは、セブン銀行ATM・イオン銀行ATMでもご利用いただけます



ご利用できる時間	● 平日 7:00～23:00
	● 土曜 7:00～22:00
	● 日曜・祝日 8:00～22:00



#### ● ご利用可能なお取引

キャッシュカードによるお引出し・お預入れ・残高照会  
 ※法人キャッシュカードはご利用できません

#### ● お引出し・お預入れ手数料

一律 108円(消費税込み)

※残高照会は手数料無料です。



#### ● ご利用可能なお取引

キャッシュカードによるお引出し・お振込み・残高照会  
 ※法人キャッシュカードはご利用できません

#### ● ご利用時間および手数料

お引出し お振込み	8:00 216円	8:45 108円	18:00 216円	21:00
● 平日	9:00 14:00 17:00	108円 216円		
● 土曜			9:00 17:00	
● 日曜・祝日			216円	(消費税含む)

※上記時間帯は最長利用可能時間帯です。ATMごとに営業時間が異なります。  
 ※残高照会は手数料無料です。

※お振込みの際は、別途イオン銀行が定める振込手数料がかかります。

※カードローン・総合口座貸越の貸付額・返済額が1万円以下の場合、ご利用手数料は108円となります。ご利用明細票に表示される手数料と実際にご負担いただいた手数料が相違する場合がございますが、通帳には実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されますのでご了承ください。

## 商品紹介



定期積金2商品、「みらっこ100」「みらいしんきんの絆300」を取り扱中です。



パート・アルバイト・専業主婦の方もご利用いただけるカードローン「みらいきやつする」を取り扱中です。



お使いみち自由でお手続きも簡単な「おさいふローン」を取扱中です。

# トピックス

## ●大規模災害発生時の相互応援に関する覚書の締結

平成25年10月18日に、「福岡ひびき信用金庫(本店:福岡県北九州市)」、「西中国信用金庫(本店:山口県下関市)」及び当金庫の3信用金庫間において、災害時の協力体制についての覚書を交わしました。これは、万が一、地震や津波、台風、豪雨等の大規模災害が発生した際に、互いの金庫が応援を行うことによって、金融インフラの安定化と地域全体の復旧に貢献できるようにしたものです。



▲大規模災害発生時の相互応援に関する覚書の締結

## ●平日時間外・休日ローン相談会を開催

当金庫では、平日の営業時間内にご来店いただけないお客さまを対象に、平日時間外ローン相談会と休日ローン相談会を大分地区の2会場で開催しております。ぜひお気軽に立ち寄りください。

### 平日時間外ローン相談会

【府内中央支店】毎月第3木曜日

17:30～20:00(祝日の場合は翌営業日開催)

### 休日ローン相談会

【大分支店】 每月第3日曜日 10:00～15:00



▲ローン相談会の様子

## ●「みらっこキッチン」カレンダー受賞

信用金庫のPR関連作品を競う「第33回信用金庫PRコンクール」において、当金庫の2014年カレンダー「みらっこキッチン」が、カレンダー部門最優秀賞にあたる「信金中金理事長賞」を受賞いたしました。このカレンダーは、地元・大分の食材を使った季節ごとの料理とレシピを、当金庫イメージキャラクター「みらっこ」が紹介するという内容。食育と地産地消を盛り込み、親子で楽しみながら作る料理という企画性が評価されたものです。



▲「信金中金理事長賞」  
を受賞した「みらっこ  
キッチン」カレンダー



▲賞状と記念楯

## ●みらいしんきん黒田官兵衛記念定期預金を発売

NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映決定を記念し、平成25年2月1日より取扱している「みらいしんきん黒田官兵衛記念定期預金」が、大好評につき、発売期間を延長しております。

個人、個人事業主の方を対象としたこの商品は、店頭表示金利にさらに金利を上乗せした、1、3、5年ものの定期預金。成約者には官兵衛の甲冑をまとった「みらっこ」がプリントされた日本手ぬぐいを進呈(なくなり次第終了)。

平成26年9月30日までの期間中、お取扱しています(ただし、募集金額に達し次第終了となります)。

「みらいしんきん黒田官兵衛記念定期預金」パンフレット▶



# 総代会について

## 総代会制度の仕組み

信用金庫は会員同士の相互扶助の精神に支えられた協同組織の金融機関です。銀行などの株式会社は、本来、株主が資本を投下して利益を得るためにつくられた営利機関であるため、株主になるのは配当などの利益を得ることが目的です。これに対し、協同組織の信用金庫は会員の便益を目的としており、必要最低限な適正利益は確保しなければなりませんが、基本的には営利を目的としない金融機関です。

また、その運営は最高決議機関である「会員の総会または総代会」の意思決定に基づいて行われ、議決権は1人1票制をとっているため、会員の地位の平等性が尊重されています。

当金庫は4万人を超える多数の会員に支えられているため、総会にかえて、会員の中から選ばれた総代のみなさまで構成される総代会を最高意思決定機関としています。

なお、総代会では、決算による剰余金処分案の決定、定款に関する事項、理事・監事の選任等の重要事項を決議しています。

## 総代の選考方法

### ●総代定数と任期

定款により、総代の定数は130人以上170人以内、任期は3年となっています。また、地区を8区の選任区域に分け、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

### ●総代の選考は次によります。

- ①理事会の議決により各選任区域ごとに会員のうちから委嘱された選考委員が、その選任区域の総代定数に相当する総代候補者を選考し、その氏名を理事長に報告します。
- ②理事長は、総代候補者の氏名をその選任区域の会員に通知し、その通知した日から2週間以内に異議の申し出がなかった場合や異議の申し出をした会員が当該選任区域の会員数の3分の1に達しない場合は、会員からの信任を得たものとし、その総代候補者を総代に委嘱します。

## 総代候補者の選考基準

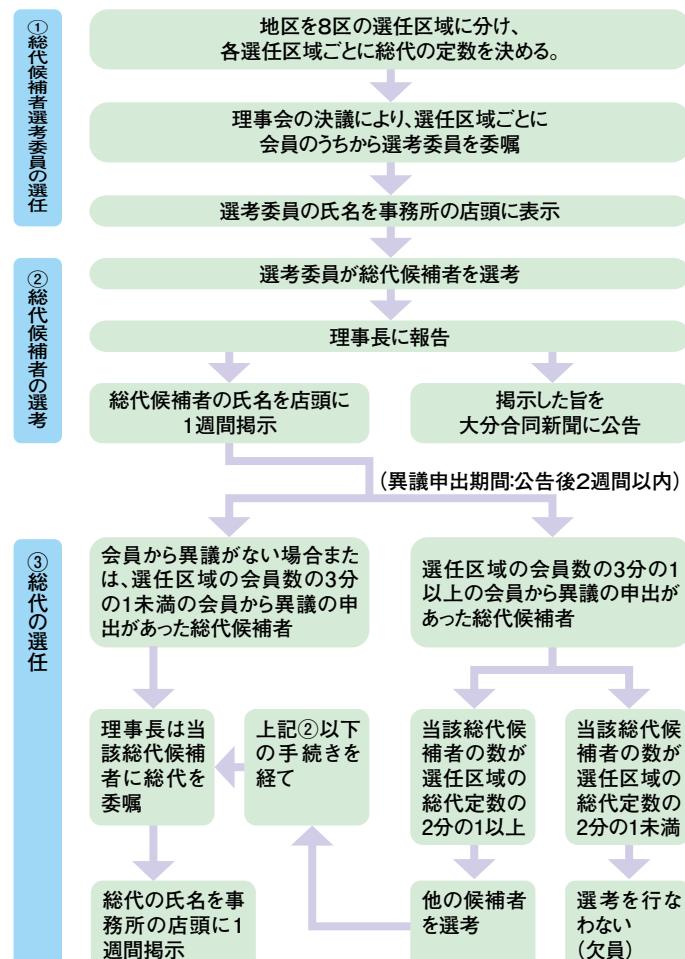
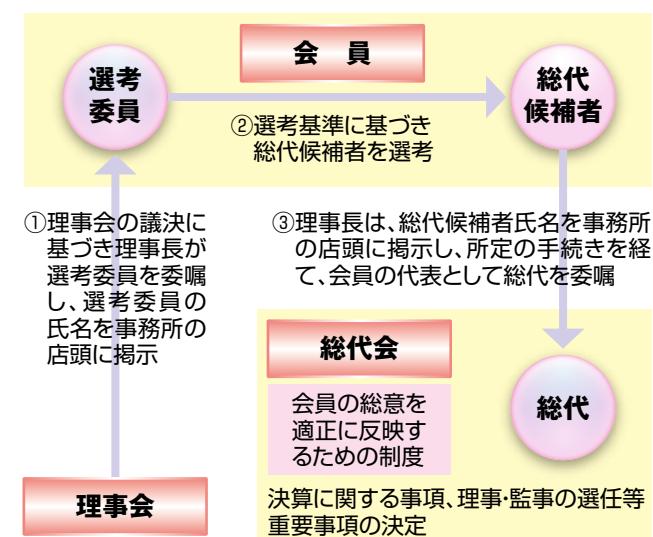
- ①資格要件は当金庫の会員であること。
- ②適格要件は次のとおりです。

地域において信望が厚く、行動力があり、  
総代として相応しい方

総代として相応しい人格・識見に秀れ  
当金庫の発展に寄与できる方

金庫の理念・使命をよく理解し、  
金庫との緊密な取引関係を有する方

総代会は、会員一人ひとりの意見を  
適正に反映するための開かれた制度です。



## 第93期通常総代会決議事項

平成26年6月26日、別府市ビーコンプラザ「国際会議室」(別府市山の手町12番1号)に於いて、第93期通常総代会を開催し、次のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 第93期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

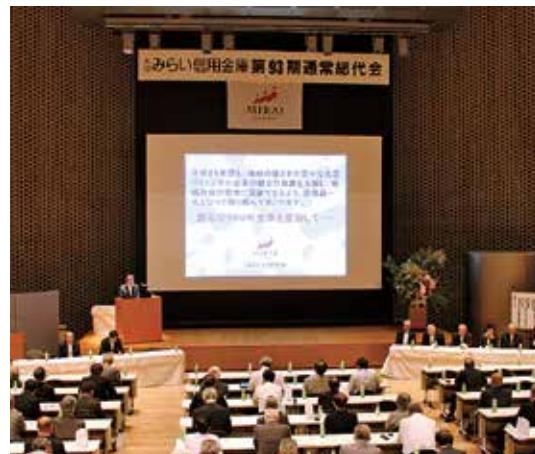
決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 信用金庫法第17条第3項に係る法定脱退の件

第3号議案 理事の任期満了に伴う選任の件

第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

以上、いずれも原案どおり可決されました。



▲総代会の様子(平成26年6月26日)

## 総代のご紹介

総代(任期 平成25年4月15日から平成28年4月14日まで) ※敬称は略させていただきます。

店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名
南	神 日出男	石垣・境川出張所	中野 大	南大分	安東 哲也	大在	小野 秀幸
	後藤 明文		中村 保史		井上 正見		田中 弘史
	後藤 憲志	莊園	阿部盛一郎		馬場 駿二		姫野 隆人
	佐藤 秀男		安部 宗武		森 正行	鶴崎森町	阿部 照美
	高橋 正一		岩田 雅夫		矢野 正憲		倉員 誠二
	高橋 鴻子		栗原 稔		安藤 隆興		玉井 用二
	永富 雅信		伊東 健之		佐藤 成己		利光 春雄
山の手	間島 一雄	鉄輪	岩瀬 公男		馬見塚秀人	坂ノ市	荻本 浩一
	小野詢之輔		上月敬一郎		佐藤 孝		姫野總一郎
	小俣 勝廣		千壽 健夫		太田 光則	中津中央	角 晴義
	高倉宗一郎		長野 善行		大谷 卓史		田中 保邦
	三善 康行	亀川	安東 信男		小澤 達也		中 秀正
本店・野口出張所	吉武 淑子		櫻井 博之		児玉 憲明		畠辺 元宏
	安部 一郎		杉本 邦弘		指原 清之		幣旗 勝行
	伊藤 葉子		高橋 譲		長野 壽之		三好 順一
	小川 雅代		堀下 正夫		原田 和明		若山 広利
	河内 聖藏	春木上人・張所	笠木 治男	大分	姫野 千里	中津北	大江康治郎
	川本 尚哉		神田 剛		姫野 宏道		大倉莊三郎
	小出 英治		高田 利徳		三浦 祥子		梶原 清二
	菅 健一		中島 正一		磯邊 正之	大幡	池中 征司
	高橋 一榮	扇山鶴見・張所	安部 賢一		岩崎 亨		狩生 孝治
	長尾 充		神徳 博宗		加藤 公利		渡辺 賢一
	林 道弘		小林 徳弘		佐藤 義隆		鶴居
	三浦 公英		田中 俊一		敷嶋 博和		池田 義治
	森澤 章		西 謙二		堤 黙四郎		伊藤 供子
	山口 巧		堀 祐一		宮本 隆之		新谷 健之
	山脇 義雄		石井 謙次		東大分	如水	大山 龍秀
石垣・境川出張所	板井 一夫	日出	鈴木 明久		小野 曜隆		末松 竹信
	衛藤富喜雄		前島 成好		成良 宏典		山崎 弘彦
	岡崎 徹		岩男裕二郎	津留	土屋 一彦		渡邊 誠二
	小野 哲夫		太田 正美		平尾 隆一		高田 原田 英一
	梶原 哲雄	湯布院	桑野 和泉		古河 徳明		宇佐中央
	河村 真實		古長 英昭		小野三八男		高橋 宜宏
	木村 裕次		土屋 誠司		川野 正春		谷川 忠洋
	鈴木 道憲		利光 清美		西森 幸一		三木 幸雄
					藤澤 常夫		宮地 弘彦

(平成26年5月末日現在) 以上139名

## 役員・組織図

# 役員

(平成26年6月26日現在)

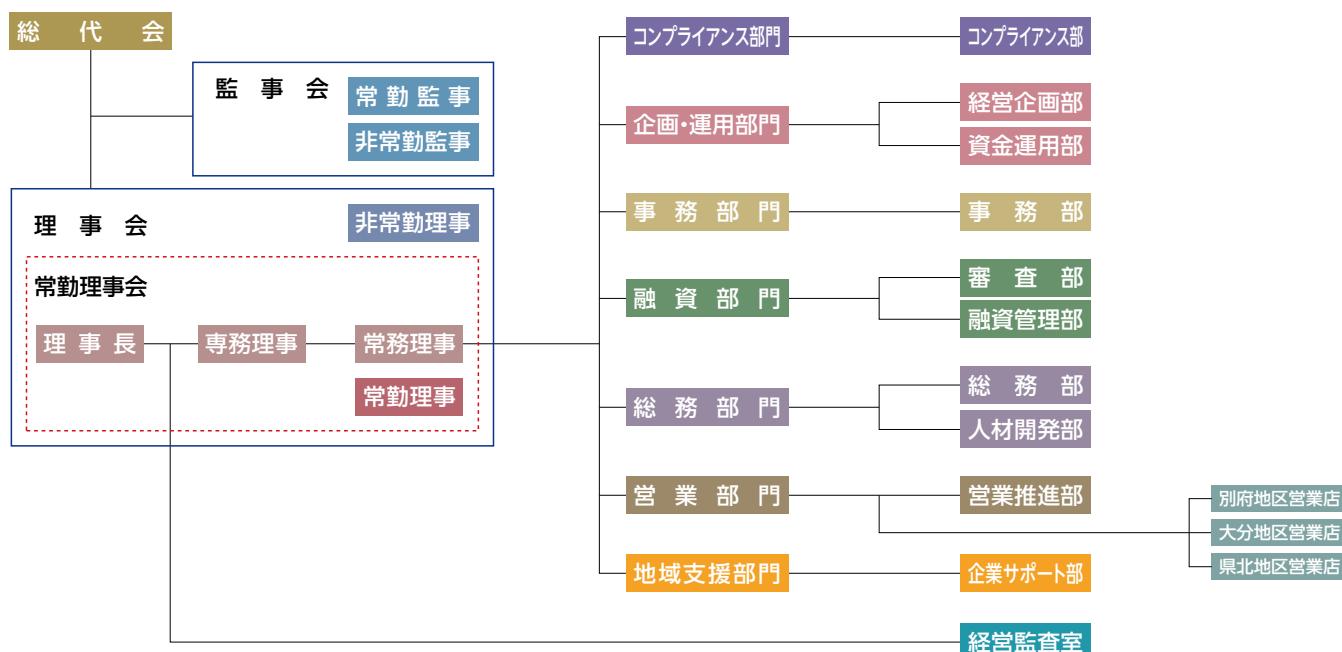
常勤役員

代表理事 関 啓二 代表理事 専務理事 時枝喜久生 常務理事 久保 利彦 常務理事 三浦 孝一  
常務理事 山本 真郎 常勤理事 菊池 邦昭 常勤理事 嵐地 秀雄 常勤理事 森田 展弘  
常勤監事 安藤 俊克

非常勤役員

理 事 嶋津 義久 理 事 德田 靖之 理 事 立花 旦子 理 事 高橋 欽哉  
理 事 樽谷 壽生 監 事 井口 寛 監 事 波多野郁子 員外監事 池部 光

組織図



## 信金中央金庫について

#### ●信金中央金庫の役割

信金中央金庫は全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

また、「信用金庫業界の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

#### ●信金中央金庫の経営力強化制度

信用金庫業界では、個々の信用金庫の健全性を確保し、業界全体の信用力の維持・向上を図るため、平成13年4月に「信用金庫経営力強化制度」を創設しました。



 信用金庫のセントラルバンク  
信金中金

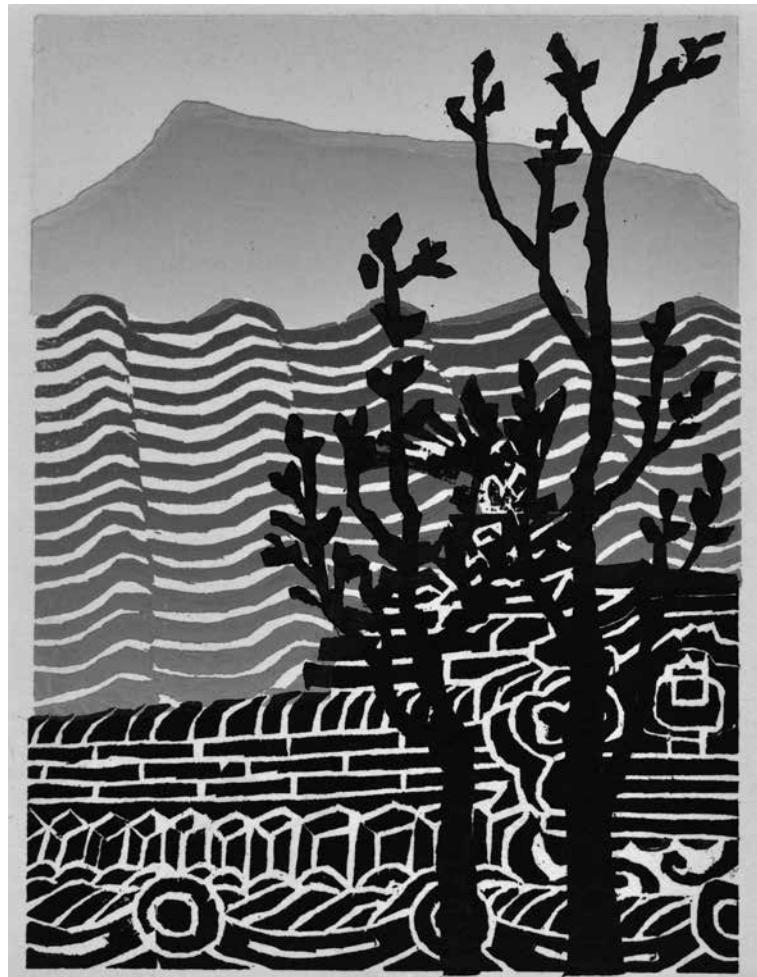
- 総資産 ..... 30兆円
  - 連結自己資本比率(新国内基準) ..... 37.86%
  - 不良債権比率(リスク管理債権/貸出金) ..... 0.63%
  - 外部格付 ..... AA  
(格付機関JCR)

(格付機関JCR)  
(上記計数は平成26年3月末現在)  
(外部格付は平成26年3月末現在)

# 資料編

## INDEX

- 当金庫の概要 ..... 28
- 主要な事業の内容 ..... 28
- 事業の概況・事業の展望と対処すべき課題 ..... 29
- 財務諸表(単体ベース) ..... 30~33
- 経営指標(単体ベース) ..... 34
- 預金業務関係(単体ベース) ..... 35
- 融資業務関係(単体ベース) ..... 35
- 有価証券(単体ベース) ..... 36~37
- 連結決算の状況 ..... 38~42
- 新しい自己資本規制 第3の柱による開示
  - 定性的な開示事項(単体・連結ベース) ..... 43~46
  - 自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース) ..... 47
  - 定量的な開示事項(単体ベース) ..... 48~51
  - 自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース) ..... 52
  - 定量的な開示事項(連結ベース) ..... 53~56
- ディスクロージャー誌 用語解説 ..... 57~58
- 平成25年度開示項目一覧 ..... 59~60



寺司勝次郎「冬の八面山」2006年

# 当金庫の概要



- 名 称 大分みらい信用金庫
- 本店所在地 大分県別府市駅前本町1番31号  
〒874-8639 TEL 0977-22-1181
- 創立年月日 大正11年4月12日
- 出 資 金 14億00百万円
- 会 員 数 40,750人
- 店 舗 数 34店舗
- 役 職 員 数 417人
- 預 金 積 金 3,501億円
- 貸 出 金 1,758億円
- 営 業 地 区 別府市・大分市・日田市・臼杵市・津久見市・竹田市・杵築市・中津市・宇佐市・豊後高田市・豊後大野市・由布市・国東市・東国東郡・速見郡・玖珠郡(以上 大分県)  
豊前市・築上郡(以上 福岡県)

(平成26年3月31日現在)

## 主要な事業の内容

1. 預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。																				
2. 貸出業務	<table border="1"><tbody><tr><td>(1) 貸付</td><td>手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。</td></tr><tr><td>(2) 手形の割引</td><td>銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。</td></tr></tbody></table>	(1) 貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。	(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。																
(1) 貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。																				
(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。																				
3. 有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。																				
4. 内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。																				
5. 隣接業務	<table border="1"><tbody><tr><td>(1) 代理業務</td><td>① 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務</td></tr><tr><td>(2) 保護預りおよび貸金庫業務</td><td></td></tr><tr><td>(3) 有価証券の貸付</td><td></td></tr><tr><td>(4) 債務の保証</td><td></td></tr><tr><td>(5) 公共債の引受け</td><td></td></tr><tr><td>(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売</td><td></td></tr><tr><td>(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務</td><td></td></tr><tr><td>(8) 確定拠出年金法第88号による業務</td><td></td></tr><tr><td>(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理</td><td></td></tr><tr><td>(10) 電子債権記録業に係る業務</td><td></td></tr></tbody></table>	(1) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務	(2) 保護預りおよび貸金庫業務		(3) 有価証券の貸付		(4) 債務の保証		(5) 公共債の引受け		(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売		(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務		(8) 確定拠出年金法第88号による業務		(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理		(10) 電子債権記録業に係る業務	
(1) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務																				
(2) 保護預りおよび貸金庫業務																					
(3) 有価証券の貸付																					
(4) 債務の保証																					
(5) 公共債の引受け																					
(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売																					
(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務																					
(8) 確定拠出年金法第88号による業務																					
(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理																					
(10) 電子債権記録業に係る業務																					

# 事業の概況

平成25年度は、平成23年度から着手した中期事業計画「絆の強化3ヵ年計画」の最終年度として、「エリア営業体制の定着による『営業力の強化』」と「金融円滑化法終了後を見据えた『経営改善支援の強化』」を推進してまいりました。また、3ヵ年計画の重点施策として、「コンプライアンスの徹底」、「地域密着活動の深化」、「永続性のある経営態勢の確立」、「独自性の発揮」の4つの項目にも取り組みました。

## 「コンプライアンスの徹底」

不祥事の再発防止を事業計画の第一に掲げ、諸規定や不正防止策を整備し、内部管理態勢の強化に努めました。昨年5月に業務改善命令は解除されましたが、引き続き現場における相互牽制の強化を図るとともに、役員によるコンプライアンス勉強会を継続し、高いコンプライアンスマインドの醸成や内部コミュニケーションの向上に取り組みました。

## 「地域密着活動の深化」

営業基盤の強化を図るため、定期積金先数の増加をベースに情報力を強化することによって、さまざまな課題解決に取り組んで参りました。また、ご融資に関わる要望に真摯に応え、信金中央金庫等の外部専門機関との連携によるお取引先の経営課題解決に取り組んだほか、大分県信用金庫協会と協調して、日本政策金融公庫と創業支援にかかる連携をスタートしました。引き続き、お客さまの様々なご要望にお応えできるよう真摯な対応を行って参ります。

## 「永続性のある経営態勢の確立」

リスク管理態勢の強化については、各種規程等を整備したほか、大規模災害発生時のBCP訓練の実施など業務継続態勢の強化にも努めました。また、財務基盤の強化として、経費削減プロジェクト等を推進し、経営資源の効率的、効果的な活用に取り組みました。

## 「独自性の発揮」

高齢化社会を見据え、「暮らし安心ネットワーク作り」を推進し、高齢者のみなさまが安心して取引できる態勢作りに努めました。また、他金庫と連携したお客さま旅行や経営研究会の立ち上げなど、信用金庫のネットワークを生かした事業の展開にも努めました。大規模災害発生時の相互支援体制に関する覚書の締結や温泉地ネットワークの立ち上げなど、具体的に一つひとつが具現化されており、今後も金庫の独自性が大いに発揮していくものと思われます。

# 事業の展望と対処すべき課題

平成26年4月より「第2次『絆の強化』3ヵ年計画」をスタートしました。基本方針は、「変化への挑戦」です。この趣旨は「著しく変化する経営環境に立ち向かい、磐石な経営体質を構築するとともに独自性をより強く発揮することで、『みらいしんきんらしさ(=みらいブランド)』を築き上げる。」ということです。重点施策として、次の4つを掲げています。

## 1.「市場の変化に適応した営業態勢の構築」

## 2.「100年金庫を担う強い人材の育成」

## 3.「独自性を発揮した地域貢献の推進」

## 4.「磐石な経営体質の構築」

当金庫を取り巻く経営環境は、資金需要の低迷と金融機関同士の競合激化により、本業である貸出金利息収入が毎年減少しており、今後もさらに厳しくなるものと予測されます。そのため、より一層当金庫の独自性を発揮し「みらいしんきんらしさ(=みらいブランド)」をお客さまにご理解いただくよう努力することが必要であると考えています。そこで、より付加価値の高い営業態勢を構築するべく、顧客サポート態勢の強化を図ります。具体的には、事業先支援を主体とした「企業サポート部」の新設や女性専門家による「ライフサポートチーム」の新設により、コンサルティング機能の拡充と新たな顧客の開拓を図っていきます。一方で、経営の健全性確保のためには、さまざまな経営環境の変化に適応し、競合に耐え抜くための体力を蓄えなければなりません。そのため、平成26年度は物件費の削減、システム化の推進など、経営資源の効率的、効果的な活用に向けた経営体質の改善を図っていきます。

以上の重点施策を遂行することにより、「みらいブランド」の構築をめざし、平成26年度も、地域のみなさまの豊かな生活づくりと中小企業の健全な発展を支援し地域社会の繁栄に貢献できるよう役職員一丸となって取り組んでまいります。

# 財務諸表(単体ベース)

## ●貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
(資産の部)		
現金	4,646	4,831
預け金	92,283	90,765
買入手形	—	—
コールローン	1,000	1,000
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	1,000
有価証券	98,106	102,059
国債	23,136	24,335
地方債	15,705	17,190
短期社債	—	—
社債	54,267	54,100
株式	187	204
その他の証券	4,810	6,228
貸出金	173,159	175,818
割引手形	2,440	2,085
手形貸付	12,861	13,604
証書貸付	151,718	153,929
当座貸越	6,137	6,198
その他資産	2,118	2,006
未決済為替貸	71	59
信金中金出資金	1,145	1,145
前払費用	5	39
未収収益	654	579
その他の資産	241	183
有形固定資産	4,710	4,643
建物	1,227	1,199
土地	3,078	3,031
リース資産	199	242
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	205	168
無形固定資産	184	170
ソフトウェア	152	139
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	31	31
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	201	149
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	7,697	7,296
貸倒引当金	△4,505	△4,335
(うち個別貸倒引当金)	(△3,840)	(△3,484)
投資損失引当金	—	—
資産の部合計	379,604	385,405

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
(負債の部)		
預金積金	344,505	350,171
当座預金	3,188	3,251
普通預金	124,427	128,074
貯蓄預金	2,766	2,632
通知預金	517	489
定期預金	198,546	199,841
定期積金	9,512	9,581
その他の預金	5,546	6,299
譲渡性預金	—	—
借用金	849	816
コマーシャル・ペーパー	—	—
その他負債	1,378	1,410
未決済為替借	95	71
未払費用	518	486
給付補填備金	13	7
未払法人税等	9	83
前受収益	96	100
払戻未済金	6	3
職員預り金	219	214
リース債務	203	247
資産除去債務	43	43
その他の負債	172	151
賞与引当金	273	274
役員賞与引当金	14	14
退職給付引当金	115	105
役員退職慰労引当金	58	69
偶発損失引当金	19	22
睡眠預金払戻損失引当金	65	62
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	266	262
債務保証	7,697	7,296
負債の部合計	355,244	360,505
(純資産の部)		
出資金	1,397	1,400
普通出資金	1,397	1,400
優先出資金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	21,473	22,076
利益準備金	1,401	1,397
その他利益剰余金	20,071	20,678
特別積立金	19,400	19,800
当期末処分剰余金	671	878
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	22,870	23,476
その他有価証券評価差額金	886	830
土地再評価差額金	603	593
評価・換算差額等合計	1,489	1,423
純資産の部合計	24,360	24,899
負債及び純資産の部合計	379,604	385,405

## ●損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	6,933	6,775
資金運用収益	5,881	5,618
貸出金利息	4,621	4,457
預け金利息	304	271
コールローン利息	1	1
有価証券利息配当金	926	853
その他の受入利息	28	34
役務取引等収益	593	577
その他業務収益	187	183
その他経常収益	269	395
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	28	117
株式等売却益	119	127
金銭の信託運用益	—	11
その他の経常収益	122	139
経 常 費 用	6,329	6,040
資金調達費用	259	244
預金利息	230	218
給付補填備金繰入額	7	4
譲渡性預金利息	3	3
借用金利息	17	16
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	381	392
その他業務費用	214	47
経費	4,808	4,624
人件費	2,942	2,926
物件費	1,778	1,614
税 金	87	83
その他経常費用	664	731
貸倒引当金繰入額	370	415
貸出金償却	100	97
株式等売却損	88	83
株式等償却	5	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	8	0
その他の経常費用	91	135
経常利益又は経常損失	603	734
特 別 利 益	0	107
固定資産処分益	0	0
事業譲受出資金未加入額戻入	—	107
特 別 損 失	78	50
固定資産処分損	8	12
減損損失	69	38
その他の特別損失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	525	791
法人税、住民税及び事業税	7	95
法人税等調整額	107	75
法 人 税 等 合 計	114	170
当 期 純 利 益	410	620
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	249	247
土地再評価差額金取崩額	11	10
当 期 末 処 分 剰 余 金	671	878

## ●剩余金処分計算書

(単位:円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剩余金	671,502,896	878,592,324
積立金取崩額 (うち経営安定化積立金)	—	—
利益準備金取崩	4,078,000	—
剩余金処分額	427,847,252	630,560,262
利益準備金	—	2,712,700
普通出資に対する配当金	27,847,252	27,847,562
特別積立金 (うち経営安定化積立金)	400,000,000	600,000,000
繰越金(当期末残高)	247,733,644	248,032,062

(注)平成24年度、平成25年度の配当率は、年2.00%です

## ●会計監査人の監査について

信用金庫法第38条の2の規定に基づき貸借対照表、損益計算書および剩余金処分計算書は、会計監査人である公認会計士 貞閑 孝也 殿、公認会計士 大石 駿 殿、公認会計士 川野 嘉久 殿の監査を受けております。

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月27日  
大分みらい信用金庫  
理 事 長

岸 二



# 貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物・建物附属設備を除く）については額額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 12年～50年  
その他の 3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る有形固定資産中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産：負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めた割り引き基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産・特別清算等の経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同一の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のお書きに記載されている直近減額後の帳簿価額から担保の処分が見込額及び保証による回収可能見込額を控除してあります。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分が見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- オペでの債権は、資産の自己定立基準に基づき、営業部店が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が首尾結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債務等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,811百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理  
当金庫は、複数事業主（金庫等）により設立された企業年金制度（統合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該年金制度（全国信用金庫年金制度）の資本の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の構成状況に関する事項（平成25年3月31日現在）  
年金資産の額 1,476,279百万円  
年金財政計算上の給付債務の額 △1,698,432百万円  
差引額 △222,153百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛け出し割合（平成25年3月31日現在） 0.3537%
- (3) 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事事業年度の財務諸表上、当該債却に充てられる特別掛金1/10百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権額総額 106百万円
18. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額 64百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 4,527百万円
21. 有形固定資産の圧縮額 726百万円
22. 貸借対照表に記載した固定資産のほか、現金自動入出金機・コミュニケーションサーバーについては、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。
23. 貸出金のうち、確定先債権額は354百万円、延滞債権額は8,880百万円であります。  
なお、確定先債権とは、元本又是利員の支払の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒債権を却つた部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人法税施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、確定先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は47百万円であります。  
なお、3ヶ月以上延滞債権額は、元本又是利員の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で確定先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は1,189百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利員の支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で確定先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 確定先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,471百万円であります。  
なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. ローン・バーティペイペーションで「ローン・バーティペイペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は116百万円であります。
28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷物替手形及び買入外国為替は、売却又是（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,085百万円であります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
預け金 1,000百万円  
担保保証に対応する債務  
借用金 816百万円  
上記のほか、為替決済、日銀融入代理店取引等の取引の担保として、有価証券1,007百万円及び預け金（定期預金）4,591百万円を差し入れております。
30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価に付し、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定め地税法第16条に規定する地税の課税価値の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、（奥行倍修正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,010百万円
31. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。
32. 出資1口当たりの純資産額 889円24銭
33. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。  
(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
(3) 金融商品に係るリスク管理体制  
(i) 信用リスクの管理  
当金庫は、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
(ii) 金利リスクの管理  
当金庫は、与信の信状況および大口から信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス委員会でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行つとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議（常勤理事会）や理事会に報告・付議する態勢をとっております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議（常勤理事会）において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には資金運用部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会、ALM会議（常勤理事会）等に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに關して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従っており、日常的には資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されしております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」と「有価証券」「貸出金」及び「預金積金」であります。  
当金庫では、これらの金額資産及び金融負債について、金利が1%（100BP:100ペーセント）上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に用いております。  
当該変動額の算定にあたっては、象徴の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。  
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定である仮定し、当事事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、3,936百万円減少するものと把握しております。  
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しております。  
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定期を超える影響が生じる可能性があります。
- (v) 資金調達に伴う流動性リスクの管理  
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (vi) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価等には、市場価格に係る額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。  
なお、一部の金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
34. 金融商品の時価等に関する事項  
平成26年3月31日における貸出債権照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、表裏には含めておりません（（注2）参照）。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	90,765	91,299	533
(2) 有価証券			
貰買目的の有価証券	284	284	-
満期保有目的の債券	15,972	16,230	257
その他有価証券	85,707	85,707	-
(3) 貸出金（*1）	175,818		
貸倒引当金（*2）	△4,335		
	171,482	172,526	1,043
金融資産計	364,213	366,047	1,833
(1) 預金積金（*1）	350,171	350,541	370
金融負債計	350,171	350,541	370
(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。			
(*2) 貸出金に応じる一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。			
（注1）金融商品の時価等の算定方法			
（注2）金融商品の時価等の算定期			

金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等には、市場価格に係る額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

（注1）貸出債権照表計上額には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（注2）貸出金に応じる一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

**金融商品の時価等の算定期**

（注1）貸出債権照表計上額には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（注2）貸出金に応じる一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注3）預金積金

（注4）預け金

（注5）預金

（注6）預金

（注7）預金

（注8）預金

（注9）預金

（注10）預金

（注11）預金

（注12）預金

（注13）預金

（注14）預金

（注15）預金

（注16）預金

（注17）預金

（注18）預金

（注19）預金

（注20）預金

（注21）預金

（注22）預金

（注23）預金

（注24）預金

（注25）預金

（注26）預金

（注27）預金

（注28）預金

（注29）預金

（注30）預金

（注31）預金

（注32）預金

（注33）預金

（注34）預金

（注35）預金

（注36）預金

（注37）預金

（注38）預金

（注39）預金

（注40）預金

（注41）預金

（注42）預金

（注43）預金

（注44）預金

（注45）預金

（注46）預金

（注47）預金

（注48）預金

（注49）預金

（注50）預金

（注51）預金

（注52）預金

（注53）預金

（注54）預金

（注55）預金

（注56）預金

（注57）預金

（注58）預金

（注59）預金

（注60）預金

（注61）預金

（注62）預金

（注63）預金

（注64）預金

（注65）預金

（注66）預金

（注67）預金

（注68）預金

（注69）預金

（注70）預金

（注71）預金

（注72）預金

（注73）預金

（注74）預金

（注75）預金

（注76）預金

（注77）預金

（注78）預金

（注79）預金

（注80）預金

（注81）預金

（注82）預金

（注83）預金

（注84）預金

（注85）預金

（注86）預金

（注87）預金

（注88）預金

（注89）預金

（注90）預金

（注91）預金

（注92）預金

（注93）預金

（注94）預金

（注95）預金

（注96）預金

（注97）預金

（注98）預金

（注99）預金

（注100）預金

（注101）預金

（注102）預金

（注103）預金

（注104）預金

（注105）預金

（注106）預金

（注107）預金

（注108）預金

（注109）預金

（注110）預金

（注111）預金

（注112）預金

（注113）預金

（注114）預金

（注115）預金

（注116）預金

（注117）預金

（注118）預金

（注119）預金

（注120）預金

（注121）預金

（注122）預金

（注123）預金

（注124）預金

（注125）預金

（注126）預金

（注127）預金

（注128）預金

（注129）預金

（注130）預金

（注131）預金

（注132）預金

（注133）預金

（注134）預金

（注135）預金

（注136）預金

（注137）預金

（注138）預金

（注139）預金

（注140）預金

（注141）預金

（注142）預金

（注143）預金

（注144）預金

（注145）預金

（注146）預金

（注147）預金

（注148）預金

（注149）預金

（注150）預金

（注151）預金

（注152）預金

（注153）預金

（注154）預金

（注155）預金

（注156）預金

（注157）預金

（注158）預金

（注159）預金

（注160）預金

（注161）預金

（注162）預金

（注163）預金

（注164）預金

（注165）預金

（注166）預金

（注167）預金

（注168）預金

（注169）預金

（注170）預金

（注171）預金

（注172）預金

（注173）預金

（注174）預金

（注175）預金

（注176）預金

（注177）預金

（注178）預金

（注179）預金

（注180）預金

（注181）預金

（注182）預金

（注183）預金

（注184）預金

（注185）預金

（注186）預金

（注187）預金

（注188）預金

（注189）預金

（注190）預金

（注191）預金

（注192）預金

（注193）預金

（注194）預金

（注195）預金

（注196）預金

（注197）預金

（注198）預金

（注199）預金

（注200）預金

（注201）預金

（注202）預金

（注203）預金

（注204）預金

（注205）預金

（注206）預金

（注207）預金

（注208）預金

（注209）預金

（注210）預金

（注211）預金

（注212）預金

（注213）預金

（注214）預金

（注215）預金

（注216）預金

（注217）預金

（注218）預金

（注219）預金

（注220）預金

（注221）預金

（注222）預金

（注223）預金

（注224）預金

（注225）預金

（注226）預金

（注227）預金

（注228）預金

（注229）預金

（注230）預金

（注231）預金

（注232）預金

（注233）預金

（注234）預金

（注235）預金

（注236）預金

（注237）預金

（注238）預金

（注239）預金

（注240）預金

（注241）預金

（注242）預金

（注243）預金

（注244）預金

（注245）預金

（注246）預金

（注247）預金

（注248）預金

（注249）預金

（注250）預金

（注251）預金

（注252）預金

（注253）預金

（注254）預金

（注255）預金

（注256）預金

（注257）預金

（注258）預金

（注259）預金

（注260）預金

（注261）預金

（注262）預金

（注263）預金

（注264）預金

（注265）預金

（注266）預金

（注267）預金

（注268）預金

（注269）預金

（注270）預金

（注271）預金

（注272）預金

（注273）預金

（注274）預金

（注275）預金

（注276）預金

（注277）預金

（注278）預金

（注279）預金

（注280）預金

（注281）預金

（注282）預金

（注283）預金

（注284）預金

（注285）預金

（注286）預金

（注287）預金

（注288）預金

（注289）預金

（注290）預金

（注291）預金

（注292）預金

（注293）預金

（注294）預金

（注295）預金

（注296）預金

（注297）預金

（注298）預金

（注299）預金

（注300）預金

（注301）預金

（注302）預金

（注303）預金

（注304）預金

（注305）預金

（注306）預金

（注307）預金

（注308）預金

（注309）預金

（注310）預金

（注311）預金

（注312）預金

（注313）預金

（注314）預金

（注315）預金

（注316）預金

（注317）預金

（注318）預金

（注319）預金

（注320）預金

（注321）預金

（注322）預金

（注323）預金

（注324）預金

（注325）預金

（注326）預金

（注327）預金

（注328）預金

（注329）預金

（注330）預金

（注331）預金

（注332）預金

（注333）預金

（注334）預金

（注335）預金

（注336）預金

（注337）預金

（注338）預金

（注339）預金

（注340）預金

（注341）預金

（注342）預金

（注343）預金

（注344）預金

（注345）預金

（注346）預金

（注347）預金

（注348）預金

（注349）預金

（注350）預金

（注351）預金

（注352）預金

（注353）預金

（注354）預金

（注355）預金

（注356）預金

（注357）預金

（注358）預金

（注359）預金

（注360）預金

（注361）預金

（注362）預金

（注363）預金

（注364）預金

（注365）預金

（注366）預金

（注367）預金

（注368）預金

（注369）預金

（注370）預金

（注371）預金

（注372）預金

（注373）預金

（注374）預金

（注375）預金

（注376）預金

（注377）預

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておらずません。  
(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	84
組合出資金(*2)	—
合 計	94

(\*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	47,541	33,100	1,000	—
有価証券	16,156	33,305	46,361	2,837
満期保有目的の債券	2,086	5,398	8,488	—
その他の有価証券のうち 満期があるもの	14,070	27,906	37,873	2,837
貸出金(*)	39,941	57,030	40,192	30,215
合 計	103,639	123,435	87,554	33,053

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定額  
(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	294,968	55,109	16	76
合 計	294,968	55,109	16	76

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めてあります。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、38.まで同様であります。

先買目的の有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
先買目的の有価証券	31

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	14,108	14,384	275
	その他	698	759	61
小計		14,807	15,143	336
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	665	664	△1
	その他	500	422	△77
小計		1,165	1,086	△79
合計		15,972	16,230	257

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	17	15	2
	債券	73,674	72,818	855
	国債	20,074	19,816	257
	地方債	16,675	16,474	201
	短期社債	—	—	—
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	社債	36,923	36,527	396
	その他	3,919	3,578	340
	小計	77,611	76,412	1,198
	株式	—	—	—
	債券	7,177	7,197	△20
	国債	4,260	4,270	△9
	地方債	514	515	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	2,402	2,412	△9
	その他	918	950	△31
小計		8,096	8,147	△51
合計		85,707	84,559	1,146

36. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

37. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	11	1	—
債券	7,174	94	29
国債	7,174	94	29
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	512	73	3
合 計	7,698	169	32

38. 減損処理を行った有価証券

当事業年度中にその他の有価証券で時価のあるもののうち、減損処理を行った有価証券はありません。

39. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	—

40. 債貸等不動産の状況に関する事項

債貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

41. 債貸等不動産の時価に関する事項

債貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

42. 当座貸付契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,552百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,295百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をとることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全との措置等を講じております。

43. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	1,052百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,028
固定資産の減損	193
買与引当金	75
退職給付引当金損金算入限度額超過額	29
有価証券処理額	15
その他	173
繰延税金資産小計	2,568
評価性引当額	△2,084
繰延税金資産合計	484
繰延税金負債	334
その他	334
繰延税金負債合計	334
繰延税金資産の純額	149

(追加情報)  
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.40%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産は18百万円減少し、繰延税金負債は1百万円減少します。再評価に係る繰延税金負債の減少及び、土地再評価差額の増加はありません。

## 損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 14,887千円

子会社との取引による費用総額 51,260千円

3. 出資口当金に当期純利益金額 224千円

4. その他の業務費用には信託料297,212千円を含んでおります。

5. 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
大分県大分市	有形固定資産	土地	25,838
		建物	1,954
		リース資産	1,042
大分県別府市	有形固定資産	その他の有形固定資産	290
		リース資産	315
大分県別府市	有形固定資産	その他の有形固定資産	1,049
		土地	6,141
大分県別府市	有形固定資産	建物	503
		リース資産	130
大分県別府市	有形固定資産	その他の有形固定資産	79
		その他の有形固定資産	692
合計			38,037

資産のグループ化は、事業用資産については母店制に基づく営業店(出張所を含む)単位で、遊休資産については個別単位で行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている営業店や土地の時価の下落が著しい営業店及び遊休資産を対象とし、回収可能額が帳簿価額を下回るものについて、固定資産の帳簿価額を回収可能額として減損額として特別損失に計上しております。

なお、回収可能額が使用価値の場合は持待キャッシュ・フローを2.0%の割引率で割り引いて計算しております。回収可能額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

## 報酬体系について

1. 対象役員  
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事を含みます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要  
【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議をもって決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議をもって決定しております。

(2)【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払は、当金庫のキャッシュ・フローによって決定しております。

(3)使用者兼務役員の使用者としての報酬等を含めております。

【信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件】(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等  
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員として、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対しても2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成25年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対しても2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成25年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# 経営指標(単体ベース)

## ●最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益 (千円)	8,077,316	7,275,569	7,082,491	6,933,022	6,775,046
経常利益 (千円)	367,819	581,756	654,129	603,356	734,447
当期純利益 (千円)	259,107	322,057	312,429	410,254	620,826
出資総額 (百万円)	1,421	1,407	1,401	1,397	1,400
出資総口数 (千口)	28,425	28,149	28,035	27,954	28,008
純資産額 (百万円)	22,898	23,000	23,439	24,360	24,899
総資産額 (百万円)	371,292	372,772	374,410	379,604	385,405
預金積金残高 (百万円)	332,693	336,295	339,139	344,505	350,171
貸出金残高 (百万円)	174,068	174,324	173,430	173,159	175,818
有価証券残高 (百万円)	81,710	87,676	91,999	98,106	102,059
単体自己資本比率 (%)	13.32	13.70	13.68	13.76	13.83
出資に対する配当金 (円) (出資1口50円当り)	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0
役員数 (人)	17	15	15	15	16
うち常勤役員数 (人)	8	7	7	7	7
職員数 (人)	428	435	427	422	410
会員数 (人)	41,506	40,813	40,634	40,676	40,750

(注)「単体自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度までは旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

## ●業務粗利益

	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	5,621,991	5,374,466
資金運用収益	5,881,879	5,618,159
資金調達費用(注1)	259,888	243,693
役務取引等収支	212,606	185,480
役務取引等収益	593,944	577,799
役務取引等費用	381,337	392,318
その他の業務収支	△27,274	135,995
その他業務収益	187,338	183,551
その他業務費用	214,613	47,556
業務粗利益	5,807,322	5,695,942
業務粗利益率(注2)	1.59%	1.54%

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成24年度は対象なし、平成25年度600千円)を控除して表示しております。

$$2. 業務粗利益率 = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## ●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
資金運用勘定	363,819	367,784	5,881,879	5,618,159	1.61	1.52
うち貸出金	171,080	172,432	4,621,097	4,457,567	2.70	2.58
うち預け金(無利息分を除く)	95,412	93,768	304,487	271,834	0.31	0.28
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	95,178	99,436	926,260	853,033	0.97	0.85
資金調達勘定	344,607	349,097	259,888	243,693	0.07	0.07
うち預金積金	338,822	343,518	238,247	223,374	0.07	0.06
うち譲渡性預金	4,672	4,488	3,504	3,366	0.07	0.07
うち借用金	871	838	17,002	16,351	1.95	1.95

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成24年度161百万円、平成25年度165百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(平成24年度は対象なし、平成25年度1,000百万円)および利息(平成24年度は対象なし、平成25年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## ●利鞘

	平成24年度	平成25年度
資金運用利回り	1.61	1.52
資金調達原価率	1.44	1.38
総資金利鞘	0.17	0.14

## ●受取・支払利息の増減

	平成24年度		平成25年度			
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	21,310	△302,612	△281,301	71,889	△335,609	△263,720
うち貸出金	△45,441	△139,181	△184,622	35,382	△198,913	△163,530
うち預け金	7,037	△24,015	△16,978	△4,934	△27,719	△32,653
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	59,663	△139,313	△79,650	41,482	△114,709	△73,226
支払利息	△26,683	0	△26,683	806	△16,401	△15,595
うち預金積金	△29,480	0	△29,480	1,597	△16,470	△14,872
うち譲渡性預金	3,504	—	3,504	△137	—	△137
うち借用金	△697	—	△697	△650	—	△650

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## ●利益率

	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.16	0.19
総資産当期純利益率	0.11	0.16

(注) 総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

## ●貸倒引当金内訳

	期首残高	当期增加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	712	664	—	712
	平成25年度	664	850	—	664
個別貸倒引当金	平成24年度	4,144	3,840	722	3,422
	平成25年度	3,840	3,484	585	3,255
合計	平成24年度	4,857	4,505	722	4,134
	平成25年度	4,505	4,335	585	3,920

## ●貸出金償却

	(単位:千円)
平成24年度	100,060
平成25年度	97,573

# 預金業務関係(単体ベース)

## ●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
流動性預金	129,010	133,009
うち有利息預金	117,323	121,529
定期性預金	208,742	209,481
うち固定金利定期預金	199,373	199,993
うち変動金利定期預金	205	173
その他	1,070	1,027
計	338,822	343,518
譲渡性預金	4,672	4,488
合計	343,495	348,007

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 有利息預金は、普通預金、貯蓄預金、通知預金から無利息型普通預金を控除して算出しております。

3. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## ●定期預金残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
定期預金	198,546	199,841
固定金利定期預金	198,352	199,684
変動金利定期預金	193	156
その他	1	1

# 融資業務関係(単体ベース)

## ●貸出金平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
手形貸付	12,352	12,373
証書貸付	150,523	152,201
当座貸越	6,050	5,913
割引手形	2,153	1,944
合計	171,080	172,432

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## ●貸出金残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸出金	173,159	175,818
固定金利	58,964	58,338
変動金利	114,195	117,480

## ●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
当金庫預金積金	2,916	2,485
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	48,813	48,097
その他	—	—
計	51,730	50,582
信用保証協会・信用保険	26,058	24,859
保証	21,392	23,849
信用	73,977	76,525
合計	173,159	175,818

## ●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
当金庫預金積金	53	13
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	7,214	6,869
その他	—	—
計	7,267	6,882
信用保証協会・信用保険	14	11
保証	25	9
信用	440	442
合計	7,747	7,346

## ●貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	88,388	51.04%	91,685	52.14%
運転資金	84,771	48.95%	84,132	47.85%
合計	173,159	100.00%	175,818	100.00%

## ●住宅ローン・消費者ローン残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
住宅ローン	29,198	29,875
消費者ローン	5,852	5,852
合計	35,050	35,727

(注) 消費者ローン残高にはカードローン残高を含んでおります。

## ●貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

業種区分	平成24年度			平成25年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	283	8,218	4.74%	274	7,667	4.36%
農業、林業	33	600	0.34%	34	546	0.31%
漁業	16	59	0.03%	14	17	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	41	0.02%	1	66	0.03%
建設業	848	14,383	8.30%	831	14,260	8.11%
電気・ガス・熱供給・水道業	18	316	0.18%	23	908	0.51%
情報通信業	16	347	0.20%	18	444	0.25%
運輸業、郵便業	51	2,748	1.58%	49	2,652	1.50%
卸売業、小売業	839	17,507	10.11%	794	17,215	9.79%
金融業、保険業	22	3,940	2.27%	23	4,903	2.78%
不動産業	554	31,417	18.14%	572	33,215	18.89%
物品販賣業	13	941	0.54%	11	694	0.39%
学術研究、専門・技術サービス業	70	1,051	0.60%	71	995	0.56%
宿泊業	97	9,255	5.34%	100	9,353	5.31%
飲食業	382	5,136	2.96%	381	5,546	3.15%
生活関連サービス業、娯楽業	300	6,383	3.68%	278	5,961	3.39%
教育、学習支援業	25	483	0.27%	21	423	0.24%
医療・福祉	102	5,066	2.92%	107	5,229	2.97%
その他のサービス	381	6,294	3.63%	397	7,109	4.04%
小計	4,052	114,194	65.94%	3,999	117,212	66.66%
地方公共団体	9	13,566	7.83%	9	13,386	7.61%
個人	15,866	45,398	26.21%	15,499	45,219	25.71%
合計	19,927	173,159	100.00%	19,507	175,818	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ●預貸率

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
期末預貸率	50.26%	50.20%
期中平均預貸率	49.80%	49.54%

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

# 有価証券(単体ベース)

## ●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

## ●有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成24年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2,523	7,125	—	496	12,406	584	—	23,136
地方債	1,404	5,046	1,010	2,234	6,008	—	—	15,705
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	12,894	15,597	8,064	10,561	7,149	—	—	54,267
株式	—	—	—	—	—	—	187	187
外国証券	—	932	424	—	2,683	—	—	4,040
その他の証券	—	—	—	—	—	—	769	769

平成25年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	5,870	1,209	504	3,050	10,856	2,843	—	24,335
地方債	2,509	3,519	619	5,436	5,105	—	—	17,190
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	7,604	11,063	15,484	14,158	5,789	—	—	54,100
株式	—	—	—	—	—	—	204	204
外国証券	212	690	480	1,441	1,285	—	—	4,110
その他の証券	—	110	573	—	758	—	674	2,117

## ●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
国債	21,007	23,657
地方債	14,143	16,168
短期社債	—	—
社債	55,325	54,072
株式	137	146
外国証券	3,878	3,809
その他の証券	686	1,581
合 計	95,178	99,436

## ●預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
期末預証率	28.47	29.14
期中平均預証率	27.70	28.57

(注) 1.預証率=  $\frac{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}}{\text{有価証券}} \times 100$

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## ●有価証券の時価情報

### 1.売買目的有価証券

(単位:百万円)

売買目的有価証券	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	259	6	284	31

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 2.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類	平成24年度			平成25年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	13,219	13,562	343	14,108	14,384	275
その他	698	752	54	698	759	61
小計	13,917	14,315	397	14,807	15,143	336
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	350	346	△3	665	664	△1
その他	500	411	△88	500	422	△77
小計	850	758	△91	1,165	1,086	△79
合 計	14,767	15,073	305	15,972	16,230	257

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 3.その他有価証券

(単位:百万円)

種類	平成24年度			平成25年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	—	—	—	17	15	2
債券	76,775	75,771	1,004	73,674	72,818	855
国債	21,651	21,337	313	20,074	19,816	257
地方債	15,705	15,468	236	16,675	16,474	201
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	39,419	38,964	454	36,923	36,527	396
その他	2,426	2,088	338	3,919	3,578	340
小計	79,202	77,859	1,342	77,611	76,412	1,198
株式	—	—	—	—	—	—
債券	2,763	2,812	△49	7,177	7,197	△20
国債	1,485	1,500	△15	4,260	4,270	△9
地方債	—	—	—	514	515	△0
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	1,278	1,312	△34	2,402	2,412	△9
その他	1,018	1,081	△63	918	950	△31
小計	3,782	3,894	△112	8,096	8,147	△51
合 計	82,984	81,754	1,229	85,707	84,559	1,146

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式			10	10
関連法人等株式			—	—
非上場株式			84	84
組合出資金			—	—
合 計			94	94

## ●金銭の信託

### 1.運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成24年度		平成25年度	
貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額
-	-	1,000	-

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 2.満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

### 3.その他の金銭の信託

該当ありません。

## ●第102条第1項第5号に掲げる取引

### デリバティブ取引

#### 1.金利関連取引

該当ありません。

#### 2.通貨関連取引

該当ありません。

#### 3.株式関連取引

該当ありません。

#### 4.債券関連取引

該当ありません。

#### 5.商品関連取引

該当ありません。

#### 6.クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

# 連結決算の状況

## ●当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)べっしん総合サービス	大分県別府市駅前本町1番31号	大分みらい信用金庫の委託を受けて行う業務等 ・文書等の整理、保管、配達業務 ・書類の印刷製本業務	平成元年2月22日	10百万円	100%	0%

## ●当金庫およびその子会社等の主要な事業の内容

当信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され信用金庫業務を中心に、金融サービスを提供しております。株式会社べっしん総合サービス(連結子会社)は、大分みらい信用金庫の100%子会社として、金庫の周辺業務(ATMの集中監視業務・特定先の集金、物品配送業務等)を主な業務として事業を展開しております。

## ●事業の概況

平成25年度の連結決算の状況は、預金・積金の期末残高が3,501億7百万円となり、前期末比56億6千9百万円の増加、増加率は1.64%でした。

科目別では、要求性預金、定期性預金ともに増加しました。

また、貸出金の期末残高は、1,758億1千8百万円となり、前期末比26億5千8百万円の増加、増加率は1.53%でした。

科目別では、割引手形が減少し、手形貸付、証書貸付が増加しました。

その他の運用資産として有価証券の期末残高は、1,020億4千9百万円となり、前期末比39億5千2百万円の増加、増加率は4.02%でした。また、現金および預け金、買入手形およびコールローン、金銭の信託の期末残高は975億9千7百万円となり、前期末比3億3千3百万円の減少、減少率は0.34%でした。

収益面では、経常利益は、7億3千7百万円となり、前年度比1億3千万円の増加、増加率は21.48%でした。

当期純利益は、6億2千2百万円となり、前年度比2億1千万円の増加、増加率は50.99%でした。連結自己資本額は、247億4千万円となり、前年度比8億1千万円の増加でした。また、リスクアセット計は1,787億5千4百万円となり、前年度比48億6千5百万円増加しました。その結果、自己資本比率は13.84%となり、前年度比0.08ポイントの上昇でした。

なお、上記の数値については、平成25年度末から新たに導入された自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づいて算出したもので、前年度比は平成24年度旧規制(バーゼルⅡ)によって算出した数値との対比です。

## ●5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益 (千円)	8,080,372	7,284,361	7,111,542	6,970,647	6,845,191
連結経常利益 (千円)	369,363	582,797	657,095	607,216	737,667
連結当期純利益 (千円)	259,546	292,336	313,927	412,321	622,593
連結純資産額 (百万円)	22,935	23,007	23,483	24,405	24,947
連結総資産額 (百万円)	358,839	362,264	365,531	371,901	378,107
連結自己資本比率 (%)	13.32	13.69	13.67	13.76	13.84

(注) 1.「連結自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度までは旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

2.連結総資産額には債務保証見返を含んでいません。

## ●連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目 (資産の部)	平成24年度	平成25年度	科 目 (負債の部)	平成24年度	平成25年度
現金及び預け金	96,930	95,597	預金積金	344,438	350,107
買入手形及びコールローン	1,000	1,000	譲渡性預金	—	—
買入金銭債権	—	—	借用金	849	816
金銭の信託	—	1,000	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	98,096	102,049	外国為替	—	—
貸出金	173,159	175,818	その他負債	1,383	1,413
外国為替	—	—	賞与引当金	273	274
その他資産	2,119	2,010	役員賞与引当金	14	14
有形固定資産	4,710	4,643	退職給付に係る負債	125	116
建物	1,227	1,199	役員退職慰労引当金	58	69
土地	3,078	3,031	偶発損失引当金	19	22
リース資産	199	242	睡眠預金払戻損失引当金	65	62
建設仮勘定	—	—	繰延税金負債	—	—
その他の有形固定資産	205	168	再評価に係る繰延税金負債	266	262
無形固定資産	184	170	債務保証	7,747	7,346
ソフトウェア	152	139	負債の部合計	355,243	360,506
のれん	—	—	(純資産の部)		
リース資産	—	—	出資金	1,397	1,400
その他の無形固定資産	31	31	優先出資申込証拠金	—	—
退職給付に係る資産	—	—	資本剰余金	—	—
繰延税金資産	205	153	利益剰余金	21,519	22,123
再評価に係る繰延税金資産	—	—	処分未済持分	△0	△0
債務保証見返	7,747	7,346	自己優先出資	—	—
貸倒引当金	△4,505	△4,335	自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	22,916	23,523
			その他有価証券評価差額金	886	830
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	603	593
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	1,489	1,423
			新株予約権	—	—
			少数株主持分	—	—
資産の部合計	379,649	385,454	純資産の部合計	24,405	24,947
			負債及び純資産の部合計	379,649	385,454

- (注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

## ●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
<b>経常収益</b>	6,970	6,845
資金運用収益	5,881	5,618
貸出金利息	4,621	4,457
預け金利息	304	271
買入手形利息及びコールローン利息	1	1
有価証券利回り配当金	926	853
その他の受取利息	28	34
役務取引等収益	593	577
その他業務収益	187	183
その他経常収益	307	465
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立て益	28	117
その他の経常収益	279	348
<b>経常費用</b>	6,363	6,107
資金調達費用	259	244
預金利息	230	218
給付補償備金繰入額	7	4
譲渡性預金利息	3	3
借用金利息	17	16
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	381	392
その他業務費用	214	47
経費	4,841	4,690
その他経常費用	666	732
貸倒引当金繰入額	370	415
その他の経常費用	295	317
<b>経常利益</b>	607	737
<b>特別利益</b>	0	107
固定資産処分益	0	0
その他の特別利益	—	107
<b>特別損失</b>	78	50
固定資産処分損	8	12
減損損失	69	38
その他の特別損失	—	—
<b>税金等調整前当期純利益</b>	529	794
法人税、住民税及び事業税	8	97
法人税等調整額	107	74
法人税等合計	116	172
少数株主損益調整前当期純利益	412	622
少数株主利益	—	—
<b>当期純利益</b>	412	622

## ●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	21,151	21,519
利益剰余金増加高	423	632
当期純利益	412	622
その他	11	10
利益剰余金減少高	55	27
当期純損失	—	—
配当金	55	27
その他	—	—
利益剰余金期末残高	21,519	22,123

## ●連結の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫周辺業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## ●連結リスク管理債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	平成24年度	557	309	247
	平成25年度	354	151	202
延滞債権	平成24年度	9,685	4,914	3,329
	平成25年度	8,880	4,529	3,077
3ヶ月以上延滞債権	平成24年度	30	11	3
	平成25年度	47	26	7
貸出条件緩和債権	平成24年度	1,835	842	230
	平成25年度	2,189	737	328
合 計	平成24年度	12,108	6,078	3,812
	平成25年度	11,471	5,445	3,615

(注) 1.合計金額はそれぞれの金額を円単位で集計し、百万円単位で表示したため合計は一致しません。  
 2.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 3.「貸倒引当金(C)」は、「破綻先債権」および「延滞債権」の未保全部分に対して計上している個別貸倒引当金と、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

# 連結財務諸表の作成方針および注記事項

## [1]連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等 1社  
会社名 株式会社 べっしん総合サービス
  - (2) 非連結の子会社及び子法人等 0社
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 0社
  - (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 0社
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
  - 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
株式会社 べっしん総合サービス…3月末日
4. のれんの償却に関する事項
5. 債券対象ののれん残高はありません。
6. 利益剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

## [2]連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行ております。  
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 12年～50年  
その他 3年～20年
4. 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める可能期間(主として5年～7年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、「リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
8. 当金庫の負引倒金は、アの定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等の法的・経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「美認破綻先」という。)の係る債権については、以下のな書き方に記載されている直接減価後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。現在は経常破綻の状況がないが、今後経常破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
9. 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。資産の自己査定基準に基づき、営業部店が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
10. なお、破綻先及び美認破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保による回収が可能と認められる額を控除した残額を取扱不能見込額として債権額から直接減額しております。その額は3,811百万円であります。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属する方法については期間別基準によっております。また、過去勤務費用及び理数計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)  
による定額法により費用処理
14. 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の翌連結会計年度から)費用処理
15. 「退職給付に係る負債」については、費用法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額から年金資産の額を算出する額を計上しております。
16. なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合を支給額と見なす方法を用いた簡便法を適用しております。
17. 金庫は、被雇事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の提出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
18. なお、当該企業年金制度全体の直近の構成状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
19. (1) 制度全体の構成状況に関する事項(平成25年3月31日現在)
 

年金資産の額	1,476,279百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432百万円
差引額	△ 222,153百万円
20. (2) 制度全体に占める当金庫の掛け出し割合(平成25年3月31日現在)
 

0.3537%
21. (3) 補足説明
 

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10月の元利均等償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金71百万円を費用処理しております。

なお、特別掛け出し金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与との額に乘じることで算定されたため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
22. 役員退職慰労金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
23. 寝汗解消料金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
24. 児童預金引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
25. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の貸倒借取引に準じた会計処理によっております。
26. 当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。また、連結される他の子会社(株式会社べっしん総合サービス)の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
27. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権額106百万円
28. 有形固定資産の減価償却累計額4,528百万円
29. 有形固定資産の圧縮記帳額726百万円
30. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動入出金機、コミュニケーションセンターについても所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
31. 貸出金のうち、破綻先債権額は354百万円、延滞債権額は8,880百万円であります。
32. なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の支取又は分岐の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒借却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事が生じている貸出金であります。
33. また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
34. 貸出金のうち、3ヶ月以上以上延滞債権額は47百万円であります。
35. なお、3ヶ月以上以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延していいる貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
36. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は2,189百万円であります。
37. なお、貸出条件緩和債権額とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上以上延滞債権に該当しないものであります。
38. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,471百万円であります。
39. なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
40. ロンバータイペーション等、「ロンバータイペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、参加者が売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の額は116百万円であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付替手形及び買入外國為替は、売却又是(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,085百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産  
預け金 1,000百万円  
担保資産に対応する債務  
信用金 816百万円

上記のほか、為替済、日銀歳入代理店取引等の取引の担保として、有価証券1,007百万円及び預け金(定期預金)4,591百万円を差し入れております。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(実行価格補正、時点改正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との差額△2,010百万円

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は500百万円であります。

29. 出資1口当たりの純資産額890円94銭

30. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針  
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫グループは保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。  
一方、金融利回りは、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理  
当金庫グループは、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理規程に基づいて、個別案件ごとに与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管に関する体制を整備し運営しております。

信用リスク管理状況については、当金庫グループの与信状況および大口と信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス委員会でモニタリングと情報共有を行っております。  
また、信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会で報告・付議する態勢をとっております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において定期的に報告しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利の管理  
当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手順等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には資金運用部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギヤード・ギヤード分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会・ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において定期的に報告しております。

③ 価格変動リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。

(iv) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(v) 市場リスクにおける定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1% (100BP: 100ベーシスピント) 上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期限日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、3,936百万円減少するものと把握しております。

当該変動額の算定にあたっては、对象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期限日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。

当該変動額の算定が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、3,936百万円減少するものと把握しております。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

④ 資金調達による流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

⑤ 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません。(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	95,597	96,130	533
(2) 有価証券			
貰取目的の有価証券	284	284	-
満期保有目的の債券	15,972	16,230	257
その他有価証券	85,707	85,707	-
(3) 貸出金(※1)	175,818		
貸倒引当金(※2)	△4,335		
	171,482	172,526	1,043
金融資産計	369,044	370,878	1,833
(1) 預金積金(※1)	350,107	350,477	370
金融負債計	350,107	350,477	370

(※1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に對する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券	株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっておりまます。投資信託は、公表されている基準価額によっております。		
	自金庫保証付私債は、帳簿価格を時価とみなしております。		
	なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については32.から35.に記載しております。		
(3) 貸出金	貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。		
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当額を控除した額	② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額		
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた額			
金融負債			
(1) 預金積金	要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。		
(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。(単位:百万円)			
区 分	連結貸借対照表計上額		
非上場株式(*1)	84		
組合出資金(*2)	—		
合 計	84		
(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価表示の対象とはしておりません。			
(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価表示の対象とはしておりません。			
(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額	(単位:百万円)		
	1年以内 1年超5年以内 5年超10年以内 10年超		
預け金	47,541 33,100 1,000 —		
有価証券	16,156 33,305 46,361 2,837		
満期保有目的の債券	2,086 5,398 8,488 —		
その他有価証券のうち 満期があるもの	14,070 27,906 37,873 2,837		
貸出金(*)	39,941 57,030 40,192 30,215		
合 計	103,639 123,435 87,554 33,053		
(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。			
(4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額	(単位:百万円)		
	1年以内 1年超5年以内 5年超10年以内 10年超		
預金積金(*)	294,905 55,109 16 76		
合 計	294,905 55,109 16 76		
(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。			
32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。			
売買目的の有価証券			
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	31		
満期保有目的の債券			
	種 類 連結貸借対照表計上額(百万円) 時 価(百万円) 差 額(百万円)		
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債 — — —		
	地方債 — — —		
	短期社債 — — —		
	社債 14,108 14,384 275		
	その他 698 759 61		
	小 計 14,807 15,143 336		
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債 — — —		
	地方債 — — —		
	短期社債 — — —		
	社債 665 664 △1		
	その他 500 422 △77		
	小 計 1,165 1,086 △79		
	合 計 15,972 16,230 257		
その他有価証券			
	種 類 連結貸借対照表計上額(百万円) 取得原価(百万円) 差 額(百万円)		
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式 17 15 2		
	債券 73,674 72,818 855		
	国債 20,074 19,816 257		
	地方債 16,675 16,474 201		
	短期社債 — — —		
	社債 36,923 36,527 396		
	その他 3,919 3,578 340		
	小 計 77,611 76,412 1,198		
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式 — — —		
	債券 7,177 7,197 △20		
	国債 4,260 4,270 △9		
	地方債 514 515 △0		
	短期社債 — — —		
	社債 2,402 2,412 △9		
	その他 918 950 △31		
	小 計 8,096 8,147 △51		
	合 計 85,707 84,559 1,146		
33. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。			
34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券			
	売却額(百万円) 売却益の合計額(百万円) 売却損の合計額(百万円)		
株式	11 1 —		
債券	7,174 94 29		
国債	7,174 94 29		
地方債	— — —		
短期社債	— — —		
社債	— — —		
その他	512 73 3		
合 計	7,698 169 32		
35. 減損処理を行った有価証券	当連結会計年度中にその他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理を行った有価証券はありません。		
36. 運用目的の金銭の信託			
	連結貸借対照表計上額(百万円) 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)		
運用目的の金銭の信託	1,000 —		
37. 貸貸等不動産の状況に関する事項	貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。		
38. 貸貸等不動産の時価に関する事項	貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。		
39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,552百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,295百万円であります。	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連絡される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連絡される子会社及び子法人等が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約権度額の減額を請求することができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。		
40. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。			
	退職給付債務 △2,547百万円 年金資産(時価) 2,483		
	未積立退職給付債務 △64		
	会計基準変更時差異の未処理額 △17		
	未認可数理計算上の差異 △34		
	連結貸借対照表計上額の純額 △116 退職給付に係る資産 — 退職給付に係る負債 △116		
41. (追加情報)			
	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は從来の29.40%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産は18百万円減少(繰延税金負債は0百万円減少)し、その他の有価証券評価差額金は0百万円増加し、法人税等調整額は18百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債の減少及び土地再評価差額金の増加はありません。		
42. 会計方針の変更			
	当連結会計年度から「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第29号平成24年5月17日)を適用(ただし、「退職給付に関する会計基準」第3項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」第7項本文に掲げられた定めを除く。)しております。 これに伴う「信用金庫法施行規則」(昭和57年大蔵省令第15号)別紙様式の改正により前連結会計年度まで「退職給付引当金」「前払年金費用」と掲記しております科目は、当連結会計年度より「退職給付に係る負債」「(退職給付に係る資産)」と掲記しております。 なお、これによる当連結会計年度の損益への影響はありません。		
3] 連結損益計算書の注記			
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。			
2. 出資1口当たり当期純利益額	22円28銭		
3. 役務取引費用には信用保険料297,212千円を含んでおります。			
4. 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			
場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
大分県大分市	有形固定資産	土 地	25,838
		建 物	1,954
		リース資産	1,042
		その他の有形固定資産	290
大分県大分市	有形固定資産	リース資産	315
		その他の有形固定資産	1,049
大分県別府市	有形固定資産	土 地	6,141
		建 物	503
		リース資産	130
		その他の有形固定資産	79
大分県別府市	有形固定資産	その他の有形固定資産	692
	合 計		38,037
資産のグループ化は、事業用資産については母店制に基づく営業店(出張所を含む)単位で、遊休資産については個別物件単位で行っております。 営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている営業店や土地の時価の下落が著しい営業店及び遊休資産を対象とし、回収可能額が帳簿価額を下回るものについて、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 なお、回収可能額が使用価値の場合は将来キャッシュ・フローを2.0%の割引率で割り引いて計算しております。回収可能額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価に基づいて算定計算しております。			
報酬体系について			
1. 対象役員	報酬体系の概要、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、単体での開示内容と重複しておりますので、33ページをご参照ください。		
	なお、「信用金庫法施行規則」第13条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。		
2. 対象職員等	当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、33ページに記載したものの他に、当金庫の主要な連結子法人等(注)の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。 なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。		
	(注)「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。 なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。		

# 新しい自己資本規制 第3の柱による開示 定性的な開示事項(単体・連結ベース)

## ●バーゼルⅢ国内基準について

平成26年3月末より、当金庫のような国内においてのみ活動する金融機関を対象として、「新しい自己資本規制(バーゼルⅢ)」が段階的に実施されることとなりました。

この改正は、国際統一基準を参考に、わが国の実態を踏まえ、金融機関の健全性を確保するとともに金融仲介機能の発揮を促すことを念頭に、従来の最低自己資本比率(4%)を維持しつつ、自己資本の質の向上を図ることを目的として行われたものです。

なお、主な改正点は「資本の質の見直し」、「ダブルギアリングの強化」、「資本控除項目の追加」、「その他」の4点です。

## 1.旧基準(バーゼルⅡ)との対比

従来の国内基準(バーゼルⅡ)		新国内基準(バーゼルⅢ)
基本的項目 (Tier1) のうち主要な部分	<ul style="list-style-type: none"><li>●普通出資</li><li>●内部留保 (利益準備金、特別積立金等)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●普通出資</li><li>●内部留保 (利益準備金、特別積立金等)</li></ul>
上記以外の Tier1	<ul style="list-style-type: none"><li>●優先出資 Tier1資本への減算項目 (その他有価証券評価損、のれん等)の適用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●優先出資</li><li>●一般貸倒引当金 (信用リスクアセットの1.25%まで)等</li></ul>
補完的項目 (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"><li>●劣後ローン</li><li>●一般貸倒引当金 (リスクアセットの0.625%まで)</li><li>●土地再評価差額金 の45%相当額等</li></ul> <p>Tier2資本への控除項目 (意図的持合等)の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●土地再評価差額金 の45%相当額等 (経過措置あり)</li></ul> <p>コア資本への調整項目 (控除項目)の適用</p>

## 2.最低自己資本比率(バーゼルⅢ)

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額}-\text{コア資本に係る調整項目の額})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}+\text{オペレーション・リスク相当額の合計額}} \geq 4\% \text{ (国内基準)}$$

## 3.経過措置の適用について

当金庫では、コア自己資本への算入項目のうち、「土地再評価差額金の45%相当額」については、10年間の経過措置を適用しています。また、コア自己資本からの控除項目のうち、「無形固定資産」および「繰延税金資産(一時差異)」については、5年間の経過措置を適用しています。

## 4.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	発行主体：大分みらい信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：1,400百万円
------	---

## 1.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫単体および連結子会社である株式会社べっしん総合サービスとも、これまで業務推進を通じて得られた利益を主な源として資本の積み上げ等を行って自己資本の充実を図ってきましたが、自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る水準を達成しており、健全性を維持しております。

## 2.信用リスクに関する事項

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、貸出金や利息が期日に返済されず、当金庫が損失を被るリスクです。回収利息の減少や回収不能が生じた場合、最も経営に影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、金庫全体のリスク管理の方針等を定めた「リスク管理基本方針」「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、このリスクを管理・統制することに主眼を置き、「信用リスク管理基本方針」、「信用リスク管理規程」、「貸出事務取扱規程」などの規程等を整備し、厳格な牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を「クレジットポリシー」として定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

信用リスク管理状況につきましては、信用リスク管理プロセス委員会でモニタリングと情報共有を行っています。また、信用リスク管理の高度化や信用リスクの計量化などについては、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議・検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に付議・報告する態勢を整備し、適切な与信管理態勢の構築に努めています。

貸倒引当金の算定については、「資産の自己査定基準」および「資産の償却・引当基準」に基づき、債務者区分ごとに算出しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先の引当金については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先の引当金については、未保全額に対して貸倒実績率を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先の引当金については、未保全額の全額を引当しています。その結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

自己資本比率の算定にあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの格付機関です。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

## 3.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、不動産や預金などの担保、信用保証協会、保証会社や人的保証による保証などがあります。

しかし、これはあくまでも補完的な措置であり、ご融資の際は、「貸出事務取扱規程」等に基づき、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の考え方など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なご説明とご理解をいただいた上で、ご契約をするなど適切な取り扱いに努めています。

信用リスク削減手法としては、「適格金融資産担保」「自金庫預金との相殺」「保証等」を用いることとしています。

「適格金融資産担保」については、当金庫では、預金を担保とした取引があります。預金担保処分については、「預金担保差入証」に記載し、適正な手続きを行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、当金庫が定める「各種約定書」や「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないように努めています。

## 4.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付け資産として派生商品取引があつたもので、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておらず、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

## 5.証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化商品を保有しておりません。

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク」です。

当金庫では、「リスク管理基本方針」「リスク管理規程」により、以下の各リスクおよびその主管部を定め、それぞれのリスクについて管理を行っています。

また、連結子会社1社のオペレーショナル・リスクの管理についても、「リスク管理基本方針」をはじめとした諸規程を準用するなどしており、当金庫に準じたリスク管理態勢となっています。

### ●法務リスク

当金庫およびその役職員が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

### ●コミュニケーションリスク

お客さま、マスコミ、業界等外部のステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションギャップにより被る外部コミュニケーションリスクと、当金庫の役職員やその家族等内部の関係者とのコミュニケーションギャップによって被る内部コミュニケーションリスクがあります。

### ●事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクです。

### ●偶発事故リスク

地震、風水害、火災、爆発物の爆発、強窃盗、騒乱、停電、交通事故等の偶発事故により損失を被るリスクです。

### ●システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。

### ●評判リスク

当金庫や他の金融機関の資産の健全性、収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性などの内容劣化から、当金庫や他金融機関への安心度・親密度が失われることにより評判が低下して損失を被るリスクです。

## 7. 出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等又は株式等エクスポート」にあたるものとしては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業有限責任組合への出資金等が該当します。

当金庫では、「市場リスク」の一部として管理・統制することに主眼を置き、「市場リスク管理基本方針」「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備し、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

具体的には、上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクの認識については、時価評価および日経平均株価の変動率に応じたリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、「市場リスク管理規程」に定められたリスク限度枠等の遵守状況を定期的にALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行っています。

なお、平成22年度からは、当金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本を踏まえたリスク管理を行っています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他投資事業有限責任組合への出資金等に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、ALM会議などの経営会議へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

### ●市場リスク

金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

主な市場リスクは、金利リスク、為替リスク、株式リスクです。

## 8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、貸出金、預金、有価証券等が金利ショック(金利が上下すること)により損失を被るリスクです。

当金庫では、市場リスクの一部として主管部を定め、管理・統制することに主眼を置き、「市場リスク管理基本方針」「市場リスク管理規程」に基づき、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

具体的には、ALM委員会において、内部管理上市場金利が1%(100BP:100ベーシス・ポイント)上昇した際の現在価値変動額を算出し、自己資本比率への影響度をモニタリング、必要に応じてALM会議(常勤理事会)に報告する態勢としています。また、アウトライヤー基準に対応して、当金庫では市場金利が2%(200BP:200ベーシス・ポイント)上昇した際の金利リスク量を併せて算出し、限度管理を行っています。

なお、今回開示した金利リスク量については、以下の前提に基づいて計算しています。

・計測手法 「GPS計算方式」

・コア預金

対象	流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
算定方法	①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
満期	5年以内(平均2.5年)
・金利感応資産・負債	預金・積金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
・金利ショック幅	200BPおよび100BP平行移動
・リスク計測の頻度	月次(前月末基準)

## 9. 流動性リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

当金庫の流動性リスクの管理については、ALM委員会において定期的にリスク評価・分析・モニタリングを行っています。また、流動性リスク量の限度枠設定・管理については、「自己資本配賦要領」に基づきALM委員会においてリスク量評価・モニタリングを行い、その結果を定期的または必要に応じてALM会議に付議または報告を行うこととしています。

なお、万一の危機発生時に備え「ペイオフ・コンティンジェンシープラン」を定め、定期的に訓練を実施しています。

## 10. 連結の範囲に関する事項

イ.自己資本比率告示第3条に規程する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点  
該当ありません。

ロ.連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  
38ページをご覧ください。

ハ.自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容  
該当ありません。

二.信用金庫法(昭和26年法律第238号。以下この号において「法」という)第54条の21号第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属していない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。

ホ.連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要  
該当ありません。

# 新しい自己資本規制 第3の柱による開示 自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース)

## ●自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	1,397
うち非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	1,397
特別積立金	19,800
総越金(当期末残高)	247
その他	—
処分未済持分	△0
自己優先出資	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	—
のれん相当額	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—
基本的項目 ( A )	22,842
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	377
一般貸倒引当金	664
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	—
補完的項目 ( B )	1,042
自己資本額 [( A )+( B )] ( C )	23,884
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	4,207
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	3,350
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はフレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポートジャーヤー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額	△4,207
控除項目計 ( D )	—
自己資本額 [( C )-( D )] ( E )	23,884
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス項目)	150,991
オフ・バランス取引等項目	11,140
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,434
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計 ( F )	173,567
単体Tier1比率 ( A/F )	13.16%
単体自己資本比率 ( E/F )	13.76%

(単位:百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,448	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,400	—
うち、利益剰余金の額	22,076	—
うち、外部流出予定額(△)	27	—
うち、上記以外に該当するものの額	△0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	873	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	873	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	370	—
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	24,692	—
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るもの)の額の合計額	—	123
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	—	123
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
<b>特定項目に係る15パーセント基準超過額</b>		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	—	—
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ( (イ)-(口) ) (ハ)	24,692	—
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	167,522	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,504	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの)の額	123	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャーヤー	△6,452	—
うち、上記以外に該当するものの額	824	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,989	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	178,512	—
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ( (ハ)/(二) )	13.83%	—

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

# 定量的な開示事項(単体ベース)

## ●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	162,132	6,485	167,522	6,700
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	162,132	6,485	173,150	6,926
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	600	24	600	24
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5	0	5	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機関向け	349	13	460	18
我が国の政府関係機関向け	575	23	496	19
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	24,951	998	20,855	834
法人等向け	59,732	2,389	60,862	2,434
中小企業等向け及び個人向け	48,118	1,924	51,178	2,047
抵当権付住宅ローン	5,054	202	4,759	190
不動産取得等事業向け	12,568	502	13,427	537
3ヶ月以上延滞等	861	34	959	38
取立て未済手形	14	0	11	0
信用保証協会等による保証付	1,516	60	1,526	61
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,753	70	804	32
出資等のエクスポージャー			804	32
重要な出資のエクspoージャー			—	—
上記以外	6,031	241	17,202	688
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに 係るエクspoージャー			10,754	430
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されな かった部分に係るエクspoージャー			1,337	53
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			635	25
上記以外のエクspoージャー			4,474	178
②証券化エクspoージャー			—	—
証券化(オリジネーター)			—	—
(うち再証券化)			—	—
証券化(オリジネーター以外)			—	—
(うち再証券化)			—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			824	32
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されなかつたものの額			△6,452	△258
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			0	0
⑦中央清算機関連エクspoージャー			0	0
ロ. オペレーションル・リスク	11,434	457	10,989	439
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	173,567	6,942	178,512	7,140

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

$$\text{オペレーションル・リスク(基礎的手法)} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ●信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポート区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポート	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
国内	382,834	395,006	184,645	194,786	92,104	94,791	—	—	2,507	2,018
国外	3,755	4,219	—	—	3,755	3,869	—	—	—	—
地域別合計	386,589	399,226	184,645	194,786	95,860	98,660	—	—	2,507	2,018
製造業	22,546	24,127	8,748	8,500	13,798	15,611	—	—	154	32
農業、林業	745	683	745	683	—	—	—	—	3	4
漁業	103	61	103	61	—	—	—	—	28	3
鉱業、採石業、砂利採取業	41	66	41	66	—	—	—	—	—	—
建設業	16,230	16,816	16,030	16,416	200	400	—	—	208	251
電気・ガス・熱供給・水道業	2,156	2,116	351	1,107	1,805	1,008	—	—	—	—
情報通信業	1,532	1,329	365	464	1,110	808	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5,693	6,039	2,801	2,752	2,891	3,285	—	—	6	6
卸売業、小売業	21,513	21,213	18,986	18,889	2,526	2,322	—	—	220	184
金融業、保険業	115,395	113,610	4,064	5,075	16,713	14,410	—	—	7	—
不動産業	39,391	41,527	37,652	39,694	1,738	1,833	—	—	772	540
物品貿易業	946	706	946	706	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1,305	1,372	1,305	1,372	—	—	—	—	—	26
宿泊業	9,597	9,698	9,597	9,698	—	—	—	—	277	273
飲食業	5,948	6,364	5,856	6,272	—	—	—	—	235	239
生活関連サービス業、娯楽業	7,283	6,940	7,280	6,937	—	—	—	—	29	9
教育、学習支援業	642	595	642	595	—	—	—	—	0	—
医療、福祉	5,732	5,910	5,732	5,910	—	—	—	—	0	—
その他のサービス	7,129	8,310	7,117	8,297	—	—	—	—	146	32
国・地方公共団体等	68,698	72,403	13,621	13,424	55,076	58,978	—	—	—	—
個人	42,653	47,857	42,653	47,857	—	—	—	—	415	412
その他	11,299	11,472	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	386,589	399,226	184,645	194,786	95,860	98,660	—	—	2,507	2,018
1年以下	91,506	99,851	31,223	34,153	16,741	16,156	—	—	—	—
1年超3年以下	74,822	64,021	17,415	20,039	28,407	16,381	—	—	—	—
3年超5年以下	32,531	39,621	12,909	16,555	9,422	16,923	—	—	—	—
5年超7年以下	34,131	43,721	21,048	20,007	13,082	23,713	—	—	—	—
7年超10年以下	58,810	51,565	31,176	28,167	27,633	22,648	—	—	—	—
10年超	71,340	78,642	70,768	75,804	572	2,837	—	—	—	—
期間の定めのないもの	23,446	21,802	103	58	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	386,589	399,226	184,645	194,786	95,860	98,660	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日より3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポートです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	122	197	197	81	9	65	112	132	197	81
農業、林業	2	2	2	28	—	—	2	2	28	—
漁業	15	12	12	2	15	11	0	0	12	2
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	301	211	211	174	47	36	254	174	211	174
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	—	—	—	—	—	6	—	—	—
運輸業、郵便業	298	248	248	242	10	—	288	248	248	242
卸売業、小売業	454	325	325	325	146	33	307	291	325	325
金融業、保険業	9	7	7	0	—	7	9	0	7	0
不動産業	1,298	1,181	1,181	1,045	212	183	1,086	998	1,181	1,045
物品貿易業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	32	10	10	10	29	—	3	10	10	22
宿泊業	490	504	504	706	—	19	490	484	504	706
飲食業	400	325	325	272	138	34	261	290	325	272
生活関連サービス業、娯楽業	149	190	190	219	6	11	143	179	190	219
教育、学習支援業	10	10	10	10	—	—	10	10	10	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	61	163	163	31	5	115	56	47	163	31
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	490	448	448	332	100	65	390	383	448	332
合計	4,144	3,840	3,840	3,484	722	585	3,422	3,255	3,840	3,484
									100	97

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ハ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	712	664	—	712
	平成25年度	664	850	—	850
個別貸倒引当金	平成24年度	4,144	3,840	722	3,422
	平成25年度	3,840	3,484	585	3,255
合 計	平成24年度	4,857	4,505	722	4,134
	平成25年度	4,505	4,335	585	3,920

## ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポートの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,755	68,841	2,869	71,072
10%	—	25,874	—	26,172
20%	112,109	157	108,246	186
35%	—	14,561	—	13,712
50%	21,685	5,597	24,840	11,693
75%	—	58,355	—	62,673
100%	6,010	70,469	2,314	70,587
150%	—	171	70	233
250%	—	—	4,301	250
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	142,560	244,028	142,643	256,581

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポートの額は信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポートの額(経過措置による不算入分を除く)、CV Aリスクおよび中央清算機関連エクスポートの額は含まれておらずません。

4.[1,250%]欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポートの額です。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位:百万円)

信用リスク 削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減 手法が適用された エクスポート	2,751	2,312	8,049	8,872	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の

### 取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクス ポートの方式	カレントエクス ポートの方式	カレントエクス ポートの方式
	グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—
①派生商品取引合計	—	5	—	5
(i)外国為替関連取引	—	5	—	5
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	5	—	5

(注) 1.有価証券投資の一環として買付けた投資信託の裏付け資産として発生したもので、グロス再構築コストの額は算出できません。  
2.担保による信用リスク削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載していません。

## ●証券化エクスポートの額等

### イ.オリジネーターの場合

#### ①原資産の合計額等

該当ありません。

#### ②3ヶ月以上延滞エクスポートの額等 (原資産を構成するエクスポートに限る)

該当ありません。

#### ③証券化取引を目的として保有している資産の額及び これらの主な資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ④当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略

該当ありません。

#### ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び 主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ⑥保有する証券化エクスポートの額及び 主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ⑦保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

#### ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び 原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ⑨早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする 実行済みの信用供与の額

該当ありません。

#### ⑩保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク 削減手法の適用の有無及び保証人に適用される リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

#### ⑪証券化エクスポートに関する経過措置の適用により 算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

### ロ.投資家の場合

#### ①保有する証券化エクスポートの額及び 主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

#### ③保有する再証券化エクスポートに対する 信用リスク削減手法の適用の有無及び 保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

#### ④証券化エクスポートに関する経過措置の 適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

## ●出資等エクスボージャーに関する事項

### イ.貸借対照表計上額及び時価等

	(単位:百万円)			
	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	489	489	876	876
非上場株式等	1,263	1,263	1,268	1,268
合計	1,753	1,753	2,144	2,144

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスボージャー」に該当するものと含んでおります。

3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、子会社株式および関連会社株式、その他資産の出資金等を含んでおります。

### ロ.出資等エクスボージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	(単位:百万円)	
	平成24年度	平成25年度
売却益	2	17
売却損	-	-
償却	5	0

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスボージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

### ハ.貸借対照表で認識され、かつ、

### 損益計算書で認識されない評価損益の額

	(単位:百万円)	
	平成24年度	平成25年度
評価損益	0	2

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスボージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

### 二.貸借対照表及び損益計算書で 認識されない評価損益の額

	(単位:百万円)	
	平成24年度	平成25年度
評価損益	-	-

## ●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額(金利ショック幅:200BP)	6,949	7,873

(注)金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスクを算出しております。

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額(金利ショック幅:100BP)	3,474	3,936

(注)当金庫では、平成20年度よりALMにおける内部管理上の金利ショックとして100BP(市場金利が上下に1%変動した時に受ける金利リスク量)の金利リスクを併せて算出しております。

# 自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース)

## ●自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	1,397
うち非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	—
優先出資申込証拠金	—
資本剰余金	—
利益剰余金	21,491
処分未済持分	△0
自己優先出資	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
為替換算調整勘定	—
新株予約権	—
連結子法人等の少数株主持分	—
営業権相当額	—
のれん相当額	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—
基本的項目 ( A )	22,888
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	377
一般貸倒引当金	664
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	—
補完的項目 ( B )	1,042
自己資本総額 [( A )+( B )] ( C )	23,930
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	4,207
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	3,350
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポート・ジャーパー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額	△4,207
控除項目計 ( D )	—
自己資本額 [( C )-( D )] ( E )	23,930
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス項目)	150,986
オフ・バランス取引等項目	11,140
オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	11,761
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計 ( F )	173,888
連結Tier1比率 ( A/F )	13.16%
連結自己資本比率 ( E/F )	13.76%

(単位:百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,496	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,400	—
うち、利益剰余金の額	22,123	—
うち、外部流出予定額(△)	27	—
うち、上記以外に該当するものの額	△0	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	873	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	873	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧日本資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45/パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	370	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	24,740	—
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ)に係るもの(除く。)の額の合計額	—	123
うち、のれん相当差額を含む。の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	123
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10/パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15/パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 (イ)-(ロ) (ハ)	24,740	—
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	167,527	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,504	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)を除く。の額	123	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート・ジャーパー	△6,452	—
うち、上記以外に該当するものの額	824	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,227	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	178,754	—
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率 (ハ)/(ニ)	13.84%	—

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 定量的な開示事項(連結ベース)

### ●自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

### ●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	162,127	6,485	167,527	6,701
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	162,127	6,485	173,154	6,926
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	600	24	600	24
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5	0	5	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機関向け	349	13	460	18
我が国の政府関係機関向け	575	23	496	19
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	24,951	998	20,855	834
法人等向け	59,732	2,389	60,862	2,434
中小企業等向け及び個人向け	48,118	1,924	51,178	2,047
抵当権付住宅ローン	5,054	202	4,759	190
不動産取得等事業向け	12,568	502	13,427	537
3ヵ月以上延滞等	861	34	959	38
取立未済手形	14	0	11	0
信用保証協会等による保証付	1,516	60	1,526	61
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,743	69	794	31
出資等のエクスポージャー			794	31
重要な出資のエクspoージャー			—	—
上記以外	6,036	241	17,216	688
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー			10,754	430
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー			1,337	53
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			645	25
上記以外のエクspoージャー			4,478	179
②証券化エクspoージャー			—	—
証券化(オリジネーター)			—	—
(うち再証券化)			—	—
証券化(オリジネーター以外)			—	—
(うち再証券化)			—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			824	32
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 6,452	△ 258
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			0	0
⑦中央清算機関連エクspoージャー			0	0
ロ. オペレーションル・リスク	11,761	470	11,227	449
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	173,888	6,955	178,754	7,150

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

$$\text{〈オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉} \\ \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5.連結総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ●信用リスクに関する事項(証券化工クスポートナーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポートナー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポートナー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートナー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポートナー			
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ 取引					
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度				
国内	382,828	395,004	184,645	194,786	92,104	94,791	—	—	2,507	2,018		
国外	3,755	4,219	—	—	3,755	3,869	—	—	—	—		
地域別合計	386,584	399,224	184,645	194,786	95,860	98,660	—	—	2,507	2,018		
製造業	22,546	24,127	8,748	8,500	13,798	15,611	—	—	154	32		
農業、林業	745	683	745	683	—	—	—	—	3	4		
漁業	103	61	103	61	—	—	—	—	28	3		
鉱業、採石業、砂利採取業	41	66	41	66	—	—	—	—	—	—		
建設業	16,230	16,816	16,030	16,416	200	400	—	—	208	251		
電気・ガス・熱供給・水道業	2,156	2,116	351	1,107	1,805	1,008	—	—	—	—		
情報通信業	1,532	1,329	365	464	1,110	808	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	5,693	6,039	2,801	2,752	2,891	3,285	—	—	6	6		
卸売業、小売業	21,513	21,213	18,986	18,889	2,526	2,322	—	—	220	184		
金融業、保険業	115,395	113,610	4,064	5,075	16,713	14,410	—	—	7	—		
不動産業	39,391	41,527	37,652	39,694	1,738	1,833	—	—	772	540		
物品販賣業	946	706	946	706	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	1,305	1,372	1,305	1,372	—	—	—	—	—	26		
宿泊業	9,597	9,698	9,597	9,698	—	—	—	—	277	273		
飲食業	5,948	6,364	5,856	6,272	—	—	—	—	235	239		
生活関連サービス業、娯楽業	7,283	6,940	7,280	6,937	—	—	—	—	29	9		
教育、学習支援業	642	595	642	595	—	—	—	—	0	—		
医療、福祉	5,732	5,910	5,732	5,910	—	—	—	—	0	—		
その他のサービス	7,124	8,308	7,117	8,297	—	—	—	—	146	32		
国・地方公共団体等	68,698	72,403	13,621	13,424	55,076	58,978	—	—	—	—		
個人	42,653	47,857	42,653	47,857	—	—	—	—	415	412		
その他	11,299	11,472	—	—	—	—	—	—	—	—		
業種別合計	386,584	399,224	184,645	194,786	95,860	98,660	—	—	2,507	2,018		
1年以下	91,506	99,851	31,223	34,153	16,741	16,156	—	—	—	—		
1年超3年以下	74,822	64,021	17,415	20,039	28,407	16,381	—	—	—	—		
3年超5年以下	32,531	39,621	12,909	16,555	9,422	16,923	—	—	—	—		
5年超7年以下	34,131	43,721	21,048	20,007	13,082	23,713	—	—	—	—		
7年超10年以下	58,810	51,565	31,176	28,167	27,633	22,648	—	—	—	—		
10年超	71,340	78,642	70,768	75,804	572	2,837	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	23,440	21,801	103	58	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	386,584	399,224	184,645	194,786	95,860	98,660	—	—	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポートナー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートナーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポートナーです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポートナーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却					
	期首残高		当期増加額		当期減少額									
					目的使用		その他							
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度			
製造業	122	197	197	81	9	65	112	132	197	81	—			
農業、林業	2	2	2	28	—	—	2	2	2	28	—			
漁業	15	12	12	2	15	11	0	0	12	2	3			
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
建設業	301	211	211	174	47	36	254	174	211	174	51			
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
情報通信業	6	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—			
運輸業、郵便業	298	248	248	242	10	—	288	248	248	242	—			
卸売業、小売業	454	325	325	146	33	307	291	325	325	16	2			
金融業、保険業	9	7	7	0	—	7	9	0	7	0	—			
不動産業	1,298	1,181	1,181	1,045	212	183	1,086	998	1,181	1,045	5			
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
学術研究、専門・技術サービス業	32	10	10	10	29	—	3	10	10	10	22			
宿泊業	490	504	504	706	—	19	490	484	504	706	—			
飲食業	400	325	325	272	138	34	261	290	325	272	—			
生活関連サービス業、娯楽業	149	190	190	219	6	11	143	179	190	219	—			
教育、学習支援業	10	10	10	10	—	—	10	10	10	10	—			
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
その他のサービス	61	163	163	31	5	115	56	47	163	31	—			
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
個人	490	448	448	332	100	65	390	383	448	332	1			
合計	4,144	3,840	3,840	3,484	722	585	3,422	3,255	3,840	3,484	100			
											97			

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ハ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	712	664	—	712	664
	平成25年度	664	850	—	664	850
個別貸倒引当金	平成24年度	4,144	3,840	722	3,422	3,840
	平成25年度	3,840	3,484	585	3,255	3,484
合 計	平成24年度	4,857	4,505	722	4,134	4,505
	平成25年度	4,505	4,335	585	3,920	4,335

## 二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポートの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,755	68,841	2,869	71,072
10%	—	25,874	—	26,172
20%	112,109	157	108,246	186
35%	—	14,561	—	13,712
50%	21,685	5,597	24,840	11,693
75%	—	58,355	—	62,673
100%	6,010	70,463	2,314	70,580
150%	—	171	70	233
250%	—	—	4,301	254
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	142,560	244,023	142,643	256,579

- (注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2.エクスポートは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポート(経過措置による不算入分を除く)、CV Aリスクおよび中央清算機関連エクスポートは含まれておません。  
 4.[1,250%]欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポートの額です。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート (単位:百万円)

信用リスク 削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減 手法が適用された エクスポート	2,751	2,312	8,049	8,872	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクス ポートの方式	カレントエクス ポートの方式	カレントエクス ポートの方式
グロス再構築コストの額の合計額		—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額		—	—	—
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額		
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	—	5	—	5
(i)外国為替関連取引	—	5	—	5
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	5	—	5

- (注) 1.有価証券投資の一環として買付けた投資信託の裏付け資産として発生したもので、グロス再構築コストの額は算出できません。  
 2.担保による信用リスク削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

## ●証券化工クスポートに関する事項

### イ.連結グループがオリジネーターの場合

#### ①原資産の合計額等

該当ありません。

#### ②3ヶ月以上延滞エクスポートの額等 (原資産を構成するエクスポートに限る)

該当 없습니다。

#### ③証券化取引を目的として保有している資産の額及び これらの主な資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ④当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略

該当ありません。

#### ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び 主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ⑥保有する証券化工クスポートの額及び 主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ⑦保有する証券化工クスポートの適切な数のリスク・ ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

#### ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び 原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ⑨早期償還条項付の証券化工クスポートを対象とする 実行済みの信用供与の額

該当ありません。

#### ⑩保有する再証券化工クスポートに対する信用リスク 削減手法の適用の有無及び保証人に適用される リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

#### ⑪証券化工クスポートに関する経過措置の適用により 算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

### ロ.連結グループが投資家の場合

#### ①保有する証券化工クスポートの額及び 主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

#### ②保有する証券化工クスポートの適切な数のリスク・ ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

#### ③保有する再証券化工クスポートに対する 信用リスク削減手法の適用の有無及び 保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

#### ④証券化工クスポートに関する経過措置の 適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

## ●出資等エクスポートに関する事項

### イ.連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	連結貸借 対照表計上額	時価	連結貸借 対照表計上額	時価
上場株式等	489	489	876	876
非上場株式等	1,253	1,253	1,258	1,258
合計	1,743	1,743	2,134	2,134

(注)1.連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポート」に該当するものを含んでおります。

3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、その他資産の出資金等を含んでおります。

### ロ.出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	2	17
売却損	—	—
償却	5	0

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポート」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

### ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、

#### 連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	2

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポート」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

### 二.連結貸借対照表及び連結損益計算書で

#### 認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

## ●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額(金利ショック幅:200BP)	6,949	7,873

(注)金利リスクは、連結グループの保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫連結グループでは、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受けける金利リスク量)として金利リスクを算出しております。

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額(金利ショック幅:100BP)	3,474	3,936

(注)当金庫連結グループでは、平成20年度よりALMにおける内部管理上の金利ショックとして100BP(市場金利が上下に1%変動した時に受けける金利リスク量)の金利リスクを併せて算出しております。

# ディスクロージャー誌 用語解説

## 〈自己資本関係〉

No.	用語	解説
1	リスク・アセット	損失の可能性を有する資産(貸出金や有価証券など)を一定の基準で分類し、リスクの大きさに応じた掛け目を乗じて算出した資産金額のことです。
2	コア資本	従来までのバーゼルⅡによる規制では、普通株式・剰余金・優先株式・優先出資証券等で構成されるTier1資本と、劣後債・劣後ローン等で構成されるTier2資本の合計で4%以上の自己資本比率が求められていましたが、新基準(バーゼルⅢ)では、自己資本の定義を普通株式・剰余金・強制転換型優先株式で構成される「コア資本」とし、コア資本のみで4%以上の確保が求められることとなりました。また、それにもない資本の控除項目もバーゼルⅢに準拠して変更されました。
3	経過措置	バーゼルⅢによる規制の変更をソフトランディングするため、一定の経過措置が設けられています。具体的には、従来は資本算入が認められていた項目のオミット(不算入)を10年又は15年かけて段階的に実施することや、控除項目の控除を5年かけて段階的に実施すること等を許容する措置のことです。
4	無形固定資産	固定資産のうち、実在を伴わないが会社の利益を獲得するのに必要な資産のこと、特許権、地上権、商標権、意匠権、のれん代、ソフトウェアなどがあります。
5	のれん	企業の買収・合併時の、「買収された企業の時価評価純資産」と「買収価額」との差額のこと、営業権ともいいます。
6	モーゲージ・サービス・ライツ	住宅ローンに係る回収サービス権のことです。
7	繰延税金資産	金融機関が不良債権等の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産です。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。
8	エクスポージャー	リスクにさらされている資産のこと、貸出債権・有価証券等の資産(オン・バランス)や債務保証・派生商品取引などの与信取引(オフ・バランス)が該当します。
9	CVAリスク	(Credit Valuation Adjustment)の略。派生商品取引に係る取引相手先の格下げ等による信用力悪化に伴う時価損失リスクのことです。
10	オペレーションル・リスク	金庫の業務における不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動などにより生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判などにより賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
11	基礎的手法	オペレーションル・リスク相当額の算出方法の一つで、1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値をリスク相当額としています。
12	所要自己資本額	各々のリスク・アセットに4%を掛けた額のこと、自己資本比率規制(バーゼルⅢ)上必要とされる自己資本額です。(国内基準は4%)。
13	オフバランス取引	バランスシート(貸借対照表)に数字が出ない帳簿外の取引で、債務保証・派生商品取引などの与信取引が該当します。
14	ダブルギアリング規制	他の金融機関に対する出資のことをダブルギアリングといい、金融機関同士が意図的に持ち合っているケースでは出資相当額を全額資本から控除することとされています。

## 〈信用リスク関係〉

No.	用語	解説
1	信用リスク	貸出先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失をうけるリスクのことです。
2	標準的手法	資産項目について、外部格付のリスク・ウェイトを使用して信用リスクアセットを算出する方法です。
3	リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額(信用リスクアセット額)を求めるために使用する資産等の種類に応じた掛け目のことです。
4	ALM	資産と負債を総合的に管理することをいいます。主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法の一つです。
5	適格格付機関	金融機関がリスクを算出する際に使用することができる格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関と定めています。

## 〈市場リスク関係〉

No.	用語	解説
1	市場リスク	金利・為替・株式などの様々な市場の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。
2	派生商品取引 (デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体的には、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
3	証券化 エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産をいいます。

## 〈金利リスク関係〉

No.	用語	解説
1	金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って資産・負債の経済価値が変動するリスクのことです。
2	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることはなく長期間金融機関に滞留する預金をいいます。具体的には、①過去5年間の最低残高、②現在残高過去5年間の最大年間流出量、③現在残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として各金融機関が独自に定めます。
3	金利ショック	金利の変化(変動)のことで、上下200ベーシス・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値または99パーセンタイル値といった算出方法があります。
4	パーセンタイル値	計測値を昇順に並べたうちのパーセント目の値。例えば、100個の計測値の99パーセンタイル値は昇順に並べて99番目の計測値のことを指します。
5	アウトライヤー基準	銀行勘定の金利リスク量が自己資本の額の合計額の20%を超える金融機関の自己資本の適切性について監督当局は特に注意を払うとされており、その算出基準のことです。金利リスク量には以下の2項目があります。 ①イールドカーブ(※)を上下2%平行移動させることによる金利ショック ②保有期間1年、観測期間最低5年で測定される99パーセンタイル値と1パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額。 (※)イールドカーブ:ある一時点において残存期間のみ異なる債券を対象とし、横軸に残存期間、縦軸に最終利回りをとて対応点を打点し、曲線で結んだ図表です。
6	BPV	Basis Point Value(ベーシス・ポイント・バリュー)金利リスク指標の1つで、金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。
7	GPS	Grid Point Sensitivity(グリッド・ポイント・センシティビティ)金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。

# 平成25年度 開示項目一覧 I

## ●信用金庫法施行規則第132条・133条、金融再生法第7条、 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく記載事項一覧

### ■単体ベースの開示項目

#### (信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	26
(1)事業の組織	26
(2)理事・監事の氏名及び役職名	26
(3)事務所の名称及び所在地	20~21
2. 金庫の主要な事業の内容	28
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	4~5・29
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	34
①経常収益 ②経常利益または経常損失 ③当期純利益または当期純損失 ④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数 ⑬役員数 ⑭会員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	34
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	34
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	34
エ. 受取利息及び支払利息の増減	34
オ. 総資産経常利益率	34
カ. 総資産当期純利益率	34
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	35
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	35
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	35
エ. 使途別の貸出金残高	35
オ. 住宅ローンおよび消費者ローンの残高について	35
カ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	35
キ. 預貸率の期末値及び期中平均値	35
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	36
イ. 有価証券の残存期間別の残高	36
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	36
エ. 預託率の期末値及び期中平均値	36
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	13・43~46
(2)法令遵守の体制	14~16
(3)中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況	9
(4)金融ADR制度への対応	15
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30~33
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	6
①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	

### (3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況

..... 5・47~48

### (4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

..... 36~37

- ①有価証券 ②金銭の信託 ③デリバティブ取引

### (5)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

..... 34

### (6)貸出金償却の額

..... 34

### (7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

..... 31

### 6.報酬等に関する事項であって金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

..... 33

### ■金融再生法第7条に基づく開示事項

#### 1.金融再生法第7条に基づく資産査定の結果について

..... 6

### ■中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく開示事項

#### 1.金融仲介機能の発揮について

..... 7

#### 2.地域密着型金融の取り組み状況

..... 8・10~11

#### 3.地域貢献に関する情報開示

..... 2

#### 4.総代会の機能強化に関する事項

..... 24~25

### ■連結ベースの開示項目

#### (信用金庫法施行規則第133条における規定)

#### 1.金庫及びその子会社等の概況に関する事項

##### (1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

..... 38

##### (2)金庫の子会社等に関する事項

..... 38

①名称 ②主たる営業所又は事務所の所在地 ③事業の内容 ④設立年月日 ⑤資本金 ⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦金庫の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

##### 2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

##### (1)直近の事業年度における事業の概況

..... 38

##### (2)直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標

..... 38

①連結経常収益 ②連結経常利益又は経常損失 ③連結当期純利益又は当期純損失 ④連結純資産額 ⑤連結総資産額 ⑥連結自己資本比率

##### 3.金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

##### (1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び

連結剰余金計算書

..... 39~40

##### (2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

..... 40

①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金

##### (3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況

..... 52~53

(4)金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの

..... 39

##### 4.報酬等に関する事項であって金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

..... 42

# 平成25年度 開示項目一覧 II

## ●金融庁告示第8号 新しい自己資本規制 第3の柱による開示項目

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づく(連結は規則第133条第1項第3号ハ)、「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の記載事項一覧

### ■定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要	43
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43～44
3.信用リスクに関する事項	44
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	44
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	44
6.証券化エクスポートジャーマーに関する事項	44
7.オペレーショナル・リスクに関する事項	45
8.出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	45
9.金利リスクに関する事項	46
10.流動性リスク管理の方針及び手続きの概要	46
11.連結の範囲に関する事項	46

■自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース)	47
-------------------------	----

### ■定量的な開示事項(単体ベース)

1.自己資本の充実度に関する事項	48
2.信用リスクに関する事項(証券化エクスポートジャーマーを除く)	49～50
3.信用リスク削減手法に関する事項	50
4.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	50
5.証券化エクスポートジャーマーに関する事項	50
6.出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関する事項	51
7.金利リスクに関する事項	51

■自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース)	52
-------------------------	----

### ■定量的な開示事項(連結ベース)

1.自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	53
2.自己資本の充実度に関する事項	53
3.信用リスクに関する事項(証券化エクスポートジャーマーを除く)	54～55
4.信用リスク削減手法に関する事項	55
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	55
6.証券化エクスポートジャーマーに関する事項	55
7.出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関する事項	56
8.金利リスクに関する事項	56

# みらいしんきんの歴史

大正11年4月12日、私たちは、大分県で最初の「信用金庫」として産声をあげました。以来92年、みらいしんきんの歴史は、常に地域と共に歩んでまいりました。地域に対する想いは、未来永劫、変わることはありません。これからも、いつまでも…。

## みらいしんきんのあゆみ

大正11年 (1922) 4月	有限責任別府信用組合設立
10月	有限責任府内信用組合設立
大正15年 (1926) 9月	南支店(旧本店)開設
昭和26年 (1951) 10月	有限責任別府信用組合から別府信用金庫へ改組
27年 (1952) 10月	有限責任府内信用組合から府内信用金庫へ改組
39年 (1964) 2月	別府信用金庫新本店開設(旧本店は「南支店」に)
51年 (1976) 11月	別信同友会発足
57年 (1982) 12月	別府信用金庫、預金量1,000億円達成
平成 4年 (1992) 6月	別府、府内両金庫合併、新生「別府信用金庫」誕生
6年 (1994) 3月	第百みらい信金ビル竣工・みらいしんきん研修所「遊心齋」竣工 金庫名を「別府信用金庫」から「大分みらい信用金庫」に改名
8年 (1996) 10月	「第33回ヤングコアフェスタ in Beppu KYUSYU」開催
9年 (1997) 8月	「府内戦紙」初出場
10年 (1998) 6月	第1回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」受賞
14年 (2002) 3月	中津信用金庫・佐賀関信用金庫の事業を譲り受け
16年 (2004) 3月	大分県警より「こども連絡所・連絡車」指定
19年 (2007) 6月	第10回信用金庫社会貢献賞「特別賞」受賞 創立80周年記念事業で「油屋熊ハブロンズ像」を寄贈(JR別府駅前広場に設置)
20年 (2008) 7月	事務センターを新築移転
22年 (2010) 6月	新イメージキャラクター「みらっこ」誕生 大地みらい信用金庫(本店:北海道根室市)との交流開始
24年 (2012) 4月	創立90周年 6月 創立90周年記念「感動の北海道旅行」実施 8月 「府内戦紙」一等賞受賞
25年 (2013) 3月	認知症サポーター全店配置 9月 「大遷宮の出雲大社と萩の旅」実施 10月 福岡ひびき信用金庫(本店:福岡県北九州市)、西中国信用金庫(本店:山口県下関市)の3信用金庫間で大規模災害発生時の相互応援に関する覚書を締結
11月	日本政策金融公庫と創業支援に関する業務提携を締結
12月	第33回 信用金庫PRコンクール カレンダー部門 最優秀賞受賞
12月	ホームページリニューアル
26年 (2014) 3月	大分県中小企業診断士協会と「経営改善センター事業」に関する業務提携を締結



中津城



〒874-8639 大分県別府市駅前本町1番31号  
TEL 0977-22-1181 (代表)

インターネットホームページ URL  
<http://www.oitamirai.co.jp/>

E-mailアドレス  
[mirai@oitamirai.co.jp](mailto:mirai@oitamirai.co.jp)